

公共施設等あり方特別委員会会議録

平成21年6月8日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 17:25

○ 委員長

ただいまから公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

「議案第52号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 10:01

再開 10:25

委員会を再開いたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 建築住宅課長

説明いたします。前回の委員会におきまして資料要求がございましたので、その2点につきまして資料の提出をさせていただいております。

1件が指定管理委託料の維持管理費、それから人件費についての削減効果が分かるような資料ということでございました。それから、想定されるメリット、また想定されるデメリットについてということで、人件費の削減資料、それからメリット、デメリットの資料を一覧表として提出させていただいております。

もう1件の資料につきましては、福岡県内が4つの公社、または管理公社で実施、指定管理業務を実施しておりますが、その比較表の提出をということでございましたので、福岡市、北九州市、福岡県、それから田川市の4つの自治体の比較表を提出をさせていただいております。内容といたしましては、設立年度、基本財産、目的、組織概要、それから事業の概要などを資料として提出させていただいておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ 総合政策課長

導入推進委員会関係について補足説明いたします。

指定管理者導入推進委員会につきましては、3月10日に正式な委員会を1回、主だった委員との協議を4月16日、4月28日、5月11日の3回を行っており、その協議内容の概要を記したものを本日資料として提出いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 原田委員

今総合政策課から出ておりました、5月11日の質疑内容についてお尋ねをいたしますが、前回協議の調査結果というのはこの中に述べられております。半ば以降ですね。これ一部ちょっと分かりにくいので、もう少し詳しくお聞きしたいんですが、まず「寄付行為の変更が必要であり」というところの寄付行為とはだいたいどのようなものであるのかというのが1点、そして「指定管理者の選考が非公募であるということでは可能である」と書いてありますけど、ここ意味合いがちょっと分からないんですよ。その下には、「指定期間は5年とすること。それ以降については公募という方向も含め検討すること」、ちょっとこの意味合いについてももう少し詳しく説明いただけませんか。

○ 建築住宅課長

1点目の寄付行為の変更ということでございますが、現在当市にあります都市管理公社は寄付行為という形で組織が動いておりますが、その内容的なものにつきましては住宅を管理するということができないような内容になっておりますので、その寄付行為の内容の変更が必要であるということでございます。

そして、指定管理者の選考が非公募ということであれば可能であるということにつきましては、管理公社に指定管理を任せる場合は、管理公社が必ず取れるということでない管理公社の変更が許可いただけないという県からの指導でございます。そういうことで非公募という形で随契という形でやりたいという意味でございます。

○ 原田委員

今の説明でいきますと、とりあえず公社をやるためには非公募という形でやらないとできないと。しかしながら、その後については指定期間は5年とすること、それ以降については公募という方向も含め検討することというふうに縷々述べられております。ということは最初だけです、形だけ非公募にして、その後はどのようにでもなれる、どのようにでもやりますよということをおっしゃったんですよ。それで間違いないですか。

○ 建築住宅課長

管理期間は一応5年ということで考えておりますが、その後の対応につきましては5年時での管理公社の安定的な管理ができていないかとか、また他自治体の動向を踏まえ総合的な検証が必要であるとは考えておりますが、現在のところは民間への移行ということは考えておりません。

○ 原田委員

現在のところは考えてないということでありまして、しかしながらこの市営住宅について指定管理者に移行するときに大きな問題点が4つありました。まず個人情報に関して、それから市民の信用信頼を得られるか、そういった諸々が4点あったわけですよ。それが例えば今回指定管理者制度を導入するがためにですよ、非公募という形でむりやり公社に持っていくわけですよ。その後例えば5年経つ、10年経つ、15年経ったときに、民間にこれは移行しようということも十分に含めて検討することをおっしゃってるんですよ。ということになりますとね、先々では今私が言いました4つの大きな問題点があるから公社に委託したいということをおっしゃってるんですよ。ところが5年10年後を見ると、一般民間も含めてということで公募ということに。これ矛盾してるんじゃないかと思うんですけど、そこらへの整合性についてはどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○ 建築住宅課長

今、各自治体においても平成15年度以降で実施している指定管理制度もですね、だいたい2期目の選定作業に入る時点が今現在のところでございます、民間への移行について各自治体でも検討した経緯がございますが、民間への意向というのは現在のところ行っておりません。その原因として挙げられますのが、民間が新規に受託する場合にかかる経費の問題、民間がとった場合の公社組織の処遇の問題とかいうのもございます。このことを考えますと、検討すべき問題がかなり多いのではないかと現状では考えております。

5年後に即民間へ移行するということにはならないのではないかとというふうに現状では思っております。

○ 原田委員

だから5年後ということに限って言っているんじゃないんですよ。将来的にそういうことも視野に入れてやっているとここに書かれてありますのでね。じゃあ将来そういうものが全部移ったら、一番当初の大きな4つの問題点というのがまたそこでむし返されることになるじゃないですか。そうでしょ。そして公社に受けさせるがためにですよ、非公募ということできてるんですよ。途中から非公募をなくすということをおっしゃってるから、それはどういう意味ですかと、私はお尋ねしてるんです。形だけ最初だけだから、あなたのおっしゃることをお聞きしたらですよ、最初だけはむりやり形を取るために、公社を受けさせるがために非公募にした。しかしながら先では分かりませんよと、見直しをやりますよと、こうおっしゃってるんですよ。だから私が言いましたように、大きな4つの問題点はじゃあその間にどうなるんですか、そう

お尋ねしてるんです。そしてその大きな問題が今度は公募という場合に果たして解消できるのか。今だって問題点がいろいろありますと言われてるんじゃないですか、そうでしょ。だから方向性としてこれは公社を受けるがためのまやかしの一つのやり方ですよ。将来的展望は全くないんですよ。今後これをどんなふうにしちっと重ねてやっていくか。いわゆる行財政改革の一環であるのであればですよ、この公社をどんなふうにしていくかという展望が全く書かれていない。例えばどのような形で委託をやるのか、将来はどのような人数構成でやっていくのか。5年後10年後を見据えた姿がこれからは全く見えないんです。あくまでも今回だけのその場しのぎのようにしか私は取れないんですよ。長期的な展望としてはどういうことをこの中でお考えになって、こういう「指定期間は5年とすること。それ以降については公募という方向も含め検討すること。」この1行だけじゃとてもじゃないけども説明不足だと私は申し上げておるんです。そこらへんをもう少し、話してないなら話してないで結構です。話が将来5年10年15年20年なったときに、将来の公社はどうすべきだと、そういう構成を含めたところでお話しになったのかお尋ねをいたします。

○ 建築住宅課長

5月11日の会議の時点では、5年10年15年とかいうような先のことというのは特に話はしておりません。公社としての受け皿づくりということで、その公社で指定管理ができるのかというようなことの内部協議を行っております程度でございまして、先のことと言いますか、10年15年先の話まではちょっとしてなかったと思います。

○ 原田委員

これはですね、今ご答弁では本当にその場しのぎというか付け焼き刃的なものなんですよ。これはやっぱり公社をつくるのであればですね、将来的なことまで私は考えてつくるべきだとこのように考えております。今公社という話になりましたけど、もともとこれは原点に立ち返ってまいりますと、指定管理者制度にするか、直営でやるかという問題なんですよ。そこに今公社が出てきましたんで、話がちょっとややこしくなっておりますけども。例えばこれをですよ、直営でやって一部委託で公社にやるというようなお考えはその中になかったんですか、お尋ねします。

○ 建築住宅課長

一部委託という形というのは現在もやっている状況でございまして。指定管理制度を導入ということができるといふことであれば、仕事の業務の範囲というものも広がりますし、今後安定的に継続的にやっていくためには、やはり指定管理のほうが良いということ指定管理のほうにさせていただいております。

○ 原田委員

その安定したというのがですよ、将来的な組織構造も何もお示しにならない、その上で安定したとおっしゃるわけですよ。組織の将来像も考えずに安定した公社での運営をというの、私はそこに無理があるんではと思うわけですよ。あまりにもこの指定管理者制度は性急過ぎると思うんですが、その点いかがですか。

○ 建築住宅課長

3月の議会の中では民間活力の導入が指定管理者の前提であると、指定管理制度の前提であるということ検討していたわけでございまして。その中で、先ほど委員の言われましたように、個人情報取り扱いの問題とか業者育成の問題、また入居者からの安心感や信頼感の問題なども精査することが多いと、整理することが多いということで、前回の5月の議会の中で見直しを提案をしたところでございまして。なぜその施設管理公社といいますか、指定管理をする必要があるかというようなことでもございまして、ご存知のとおり、当市では行財政改革によりまして職員の削減を行っているところでございまして、組織のスリム化といいますか、それを進めているところでございまして。建築住宅課としましても、職員の削減が実施されておまして、

限られた人員で4, 400戸の住宅を管理しておりますが、今後更に人員の削減が行われると、このままでは入居者に対しましてサービスの低下を招くことが懸念されるわけでございます。苦情や修繕の対応が遅れるおそれがあること、そういうものからやはり継続的、安定的な管理をするためにも一部の業務を指定管理制度を導入することで、入居者に対してサービスの低下につながらないように対応していきたいと、そう思っております。

○ 原田委員

指定管理者制度と今の公社の問題は別に考えてくださいね。指定管理ということで信頼を得るといふようなことを言われましたけど、それが問題がありそうだから今公社という話になってるんですよ。その公社も将来的な構想も何もなく、どんなふうな構成でやっていくのか、将来に行財政改革とのからみでどのような人数体制でやっていくのか、どのような運営をやっていくのか、委託業務はどの範囲までやるのか、そしてこれが例えば再任用職員で全部構成してやったら人件費等がどのように移行するのか、こういった諸々の事は多分今のご説明の中では検討なされてないような気がするんです。今進めてある行革というのは、人件費なんですよ。そのへんのことをどこらへんまで考えて将来的なことを見越してあるのか。例えば再任用職員を使うならどうするのか、今後こうするときに退職勧奨でもまたやるのか、そういった諸々の今後の運営を考えた場合に、そこらへんのことを討議されて私はしかるべきだと思うわけなんです。ただ、冒頭私が申し上げましたように、ただ公社を作るがために、非公募とするというのは一つは隠れ蓑的なことをやってですよ、その後はどうなるか分からないというような姿勢が私は見えるわけなんです。果たしてそれで、指定管理者として公社がやっていけるんですか。将来像もなく、今後どうやっていく、これによってどれくらいの行財政改革のベースが出来上がるとか、その後の運営について人的異動はどのようにやっていくのか、それによって人件費がどのくらい削減になっていくのか。たった5年間、10年間のスパンじゃないじゃないですか。そこらへんは、やはりある程度考えてやっていかなくてはいけないと思います。これは平行線になりますから、これぐらいで止めますけども。しかし、っことは非常に重要なところだと思うんですよ。これなしに、いきなりこれがくるというのは私は乱暴過ぎると思います。

○ 瀬戸委員

いただいた資料で直営、公社、民間とありますが、どう見ても民間の方はデメリットのところ倒産などのリスクが考えられると、確かにこういうことがあるんじゃないかなと、危険ではないかなと思うんですが、例えばね、いろいろ内容の方は原田委員が言いましたけど、公社に指定管理者制度を公募でとらせた場合、ずっと随契でやるということは言えないんですか。ずっと公社に勉強させてやらせると、そして財政効果がこれだけあがると、内容はこうこうであるということがはっきり示すことが出来ないんですか。

○ 建築住宅課長

現在のところでは、随契で公社にやっついこうということで判断はしております。

○ 瀬戸委員

現在のところじゃなくて、これから先未来永劫、ずっと公社にさせると。確かに、行財政改革で始まってますし、住宅というのが衣食住の生活、ライフラインにとって一番大切なものだと思うんですね。民間に対してはどうかという懸念があります。公社であれば、直営よりあがるんだったら私はいいのかなと、しかし先ほど原田委員も言いましたが、5年後にしてその後は分からなくなって、また民間にまかせるということになれば不安だということが皆さんあると思うんですよ。そのへんはもう一度十分に検討して、今言われた内容でどれだけのメリットがあるのか、そして内容はこういったことを公社にまかせていくのか、そしてどれだけの経済効果があがるのかということ一度示していただきたいなと、これは要望しておきます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 永露委員

先日いただきました資料で、主に人件費の比較表をいただいております。この一覧表の中の枠外、一番下ですね、枠外にそれぞれの算定基準、職員、再任用、公社、民間というかたちで金額の算定がしてあります。ちょっと気になりますのが、この算定基準が比較の基準になるわけですね、どれだけの削減になるという基準になるわけですから大事なものなんですが、その中で市の職員の基準が848万という金額ですが、この金額の根拠ですか、パッと見ただけでもえらい高いと思うんですけど、この根拠はどうなんですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10 : 45

再 開 10 : 46

委員会を再開いたします。

○ 行財政改革推進室主幹

この848万円でございますが、平成21年度の人件費、職員の平均賃金ということで、これには給料、手当、共済それから退職手当等も含めた中での平均賃金でございます。

○ 永露委員

そんなになるんですね。それと、ここで人権費の変化というのが出されております。本庁、支所というかたちで、合わせますと公社にした場合に、3,700万の削減が見込まれるということですね。直営と公社の比較が、3,700万円の削減が見込まれるという一覧表ですね。とりあえず、純粹比較すれば3,700万、もちろん公社の分が後で増えますけども、公社の増える分を別にしましても、減る分は3,700万減りますということですね。ですけども、3,700万円の人件費が削減できるということは、削減した人達がいなくなったらの話でしょう。そうですね。ということでしょう。ということなんですよ。いなくなるんですか。どっかに行くだけでしょうも。完全にいなくなれば、3,700万円の削減ができますよということですよ。完全にいなくなるんですか。

○ 総務部長

この経費でございますけど、いなくなればとのお話ですけど、退職者は毎年ございます。それに対する補填がないという中で、そういった工夫はできるものだと理解をしております。

○ 永露委員

そう言うだろうと思いましたよ。野見山部長、あなたは自分が言ってることがおかしいとは思いませんか、少し、だからこれは完全にいなくなるのではない、でも例えば新しく採用しなくてその分済みますよということです。そうなってくると、比較の基準がおかしくなるんじゃないですか。この基準は、1人850万円というものを基準に出されている数字ですよ。あなたは今、その職員はあくまでも残りますと、残りますけどもそれによって例えば新しく採用を控える事ができるということがプラス効果として出てきますよということですね。そうしますと、この基準はあくまでも850万円を基準にしておるんですから、そのことによって採用が例えば3人少なく済みましたということであれば、その採用の減った分だけが浮くんじゃないですか。これはまさに数字のトリックだと思う、これ、だから冒頭に言いましたように、この3,700万はあくまでもゼロになった場合の3,700万です。ところが、ゼロにはならないんです。ただ、そのことによって、先ほど部長が言われましたように、新しく採用が控えられるということだけなんです。それは、採用した場合ですよ。ところが、現在の状況においては採用を控えておりますでしょう、基本的に。そういうことも併せますと、この3,700万円の削減というこの数字自体が非常に根拠が薄くなるんです。根拠は、薄くなるでしょう。だから、ゼロになれば3,700万円浮きます、いなくなれば、という想定でしょうも。ゼロになった金額でしょうも、これは、でしょう、違いますか。3,700万は簡単に言えば免職に

なったときの削減効果でしょう。ところが、そういうことになりますか、現実、ありえんことでしょうか、この金額は、言ってること分かりますかね。財務部長は、よく分かってると思いますけど、いかがですか、何か私の言うことに間違いがあったら言ってください。

○ 財務部長

今、質問委員さんが申されますように、短期的には職員の採用を抑制するというようなかたちでの数字になってこようと思います。それで、今ここで出しております848万円については、今の職員の平均給与で出しておりますので、短期的にはその効果が出ないとしても、その職員が定年までおったときに平均すると1年間は848万円というようなかたちでの結果になろうというふうに考えております。

○ 永露委員

再度言いますけども、細かいようですけども、この3,700万円の削減の金額は、職員が3名と再任用の4名、合わせて7名分ですよ。7名分がいらなくなりますよということなんです。でも、現実にはいなくなるということではないんでしょう。例えば、ここでは必要がなくなったけど、よそに行くだけでしょう、異動するだけじゃないんですか、首切れですか、切れませんか、異動するだけでしょう、異動するだけならば、その人がゼロになるということではないのなら、この数字が根拠が薄くなるでしょうということなんです。実際にこの3,700万円の削減になるんですか、なるんならなると言ってください。なるというなら、私はOKです。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:54

再 開 11:05

委員会を再開いたします。

○ 財務部長

委員ご指摘のように、実際住宅に勤務している職員が辞めるというようなことはありません。市全体の異動の中での人員配置なりをしてまいります。その中で、今職員採用を抑制しておりますので、退職したのを補助というかたちで人事配置していきますので、その業務に携わった職員が、よその業務に配置になりますけど、その分についての人件費は削減されるというふうに考えております。

○ 永露委員

確かに、今部長言われますように削減されます。削減されることを否定しているわけではないんです。削減されるんですよ。削減はされることは認めますが、この3,700万円という数字は絶対に出てこないことなんです。これ一年間ですよ、一年間に、例えば来年からすれば、もう平成22年度は3,700万円の、公社の分は除きます、増える分は除きます、まあそれを入れてもいいですよ、例えば合わせますと1,500万円ですか、1,500万円ですね。プラスマイナス1,500万円。果たして平成22年度、1,500万円の削減ができますか。これはそういうことを示しているんですよ。できるならできると言ってください。できるはずないじゃないですか。できますか。平成22年度からの変更になるでしょうから、平成22年度合わせまして1,500万円の削減効果は出ますか。

○ 建築住宅課長

人件費につきましては、建築住宅課で実施しております業務の拾い出しとか、指定管理でどの業務を出すのかというようなことで、職員が何名必要であるかなどですね、実情の業務に沿った人員の配置を考えたわけですが、概算という形でこの程度は出ると、いうことで考えております。

○ 永露委員

そうですか、出ると思っっているんですか。アイ シンクですかあなた。本当にそう思っっているんですか。出ますか。ちょっと考えられませんね。だから私は公社でいいんです。公社にしてもいいんです。結構なんです。そこである意味での削減効果が出てきて、将来的にもそういう削減効果がずっと続くということでの効果は確かにあります。それは認めます。認めますけども、資料としていただいている分は、こういう形で直営から公社にしますと年間にプラスマイナスでも1,500万円の、1年間に削減効果が出ますと。この資料はその断定資料なんですよ。出ますよと、ですから平成22年度、これが移行した場合に1,500万円の削減効果が出ますか。そんなことあり得んでしょうも、現実問題として。ですから最初言いましたように、この人たちが即いなくなればの話ですよ。この効果は出ます。ところがあるんですから。ただ効果としては、新しく採用するのが少し控えられるという、そういう効果はもちろんあります。そういう効果はありますけれども、この金額がでることはありえんでしょうも。将来的に効果がずっと出続けることは認めます。それはいいことだと思いますよ。でも、単年度とみた場合にはこの金額の効果はないでしょうが、ということをお願いしているんですよ。だから、あるならあると言ってください。いや単年度的にはないけれども、中長期的にはこれに見合うような効果は出てきますよと、そのための公社化なんですよということであれば結構ですよ。だとするとこの資料そのものがちょっとおかしいではないですか。そういう説明もなされていないでしょ、今私が申し上げたようなことの説明はなされていないでしょ、将来的な話ではないじゃないですか。これはあくまでも、やったら出ますよという資料ですよ。だから、財務部長、平成22年度、1,500万円の効果がでますか。削減効果がでますか。出るならでると言ってください。

○ 財務部長

先ほど私が答弁いたしました中で、平均給与で848万円を示させていただいておりますので、先ほどの答弁と重複すると思いますが、新規採用職員の採用を抑制するというかたちでの人員の総数になってきますので、まあ短期的にはその効果が出ない分であると思いますが、長期的になった場合には平均給与ということで積算しておりますので、長期的にみたときにこの金額になろうというふうに判断いたしております。短期的には今委員さん申されます、新規職員の採用の賃金が抑制されると部分もありますので、短期的には出ない部分もありますが長期的みればこの金額が効果、発生するというふうに判断しております。

○ 永露委員

今部長が言ったとおりなんです。これは、こういう削減効果というのは、例えば単年度だけをみるものではなくて、将来的な見地からみてかなりの金額の削減効果がでるということでの、こういう公社化なんですよ。だからそれについて私も賛同しております。でも部長もお認めになられましたように、この金額の削減が即でるといふふうな、この資料からは見受けられるんです。でもそうではないでしょうかと、公社化しますともうすぐこの効果が出ますよというものではないんですよ。ただ将来的にはそれに近いような金額が、毎年削減効果としては出てきますから、ぜひ公社に任せたいとの提案だろうと思うんですよ。だからそれはそれで私は同意しますが、でも短期的、近い短期的にはこういう効果は絶対に出ないということをお願いしているんです。それは部長もお認めになりましたので、理解しますが、例えばこういう資料を出されたときに、よく人件費削減の効果というもので出されますけれども、そういうこともきちんと説明したうえで資料を出されてください。これだとすぐ出るよ

うな感じがしますから。でも出ないということは今事実として部長もお認めになられたんですけども、これ以上言いませんけども、これからはそういう形での説明もつけて資料を出されて、合わせて説明もされるようお願いをしていきます。以上です。

○ 人見委員

前二者の質問を聞いていたら、心配なく公社でもよろしいという声のように聞こえました。私はそうではないという思いで質問をしているんですね。課長先ほどね、質疑答弁の中で、一つは3年、5年、ようするに非公募で、随意契約の中で指定管理者をやって、5年後10年後わかりませんというようなやり取りがありました。その理由の中で、なかなか職員が、公社職員がとか、こういうふうなところが難しいんですと。なにか抵抗か何かあるんですか。半永久的に、先ほどの答弁聞いていたら、質問者が言っていたことと裏腹で、半永久的に一度公社に決めたら公社でいくしかないんですと言えないけれども、現に次の3年、5年に向けての選考の時期が間近に迫っておりますみな話も交えながら、そんなことをおっしゃるように聞こえたんですが、困難な状況なんですか、非公募からいよいよ今度は公募に向かおうとしていた、一頭最初の指定管理者の2回目の指定あり方についてはどうなんですか、現状。

○ 建築住宅課長

先ほどからも、答弁をしておりますけども一応5年が目安ということで現在のところは考えておりますということなのでございますが、それ以降につきましては今のところは、民間への移行は考えてはないというような答弁を先ほどはしておりますが、指定管理制度の実際の目的でございますが、民間活力の導入という点から言えばですね、やはり民間への移行ということも視野に入れておく必要があるんじゃないかなんということは思っておりますが、現在のところ民間とかいうことは考えておりません。

○ 人見委員

考えていませんというのが、時がたてばそうなのかなと、一頭最初の取り掛かりはそうじゃなかったし、今でも将来的な終着点は、この指定管理者制度、民間導入という終着点は紛れもなく民間導入の方向にあると言われおるように聞こえるんですが、間違いないんですかそれは。

○ 建築住宅課長

今は民間という形で先ほども言いましたけど、最初はいこうということで考えておりましたけれども、やはり色々な諸問題、精査する点が多いということで公社というかたちに変えさせていただいた状況がございますので、民間というかたちはなかなか今の状況では移行はできないんじゃないかなんということを思っております。

○ 人見委員

今回の場合は、例えばシルバー人材センターや社会福祉協議会とちょっと違うんですね、現にね、この比較表のなかのデメリットのところを見ますとね、現都市施設管理公社に住宅管理の実績、ノウハウはありませんと書いてあるんです。このノウハウをつけていかなきゃいけない作業があるわけですよ。ところが、社会福祉協議会やシルバー人材センターというものは実績積み上げて来ていたんです。それでも公募に至るまでの準備期間がなかったというような経過を踏まえて、当初随意契約の指定管理者にしたんです。ある意味では今回、新規に公社を立ち上げるようなものなんですよ。そして一度こういう外郭、公社等に指定管理をした場合にはその契約の更新のときにしづらいんですと、民間に門戸を開きにくいんですと、こういうふうな話をしているんですよ。違いますか。

○ 建築住宅課長

組織の経験がないというのは重々分かっておるところでございますし、当分の間は

市の職員、直営でサポートしていく必要もあるかと思っております。民間の場合はノウハウがあるようなところを取るといことであれば、効率的なものができると思いますが、経験がないということで人員を増やすというということも考えてみたわけですが、人員を増やすことは人件費の削減にはならないということで、先ほども言いましたように、当分の間は市の職員でサポートしながらやっていくというような考えで、

○ 人見委員

1, 500万の話ですけどね、何分一年目にそんな削減ができますかと、言っているのと今答えなんです。僕は一つそこにあるだろうと思います。ようするに実績もノウハウもなく、もうあと半年後にそうゆうふうな時期を迎えようかというのに、とてもとてもねこれを、現状そっくり渡しますからどうぞおやりくださいみたいな話にはならんでしょと、いみじくも言われたように、今まで培ってきたノウハウと人を出さなきゃいけない、そこに仕事をさせなきゃいけないんですよ、職員を。それに賃金に換算したらどうなのとか、何のためにこれをやったのかといえば、まさに短期的なことから言えば、そうしたお金と時間を市は費やすことになる、だから実質1, 500万円というのは難しいですよという話は至極うなずけるなと思って聞いていたんです。と同時にあくまで民間活力をとということからして、なおかつサービスの向上、これもデメリットで明確に言っておられる。民間ほどには望めない。市民の利用する側からすれば、どうなのか。土日、祭日、年末年始等々にか不測の事態があったときに役所職員は閉まってるのかという話は、よくよく聞く話です。そうしたことや、等々考えると確かに民間は優れてくるのかなというような気がしたりもしますし、という私は早まっては、結果的にはコスモスコモンと同じようになるのではないかと、一年経ってみて、どこにも指定管理出来ずに、何か実績だけは行革が求めてくるので何かしなければいけない、ほとんど、ことほど左様に同じように1, 500万円ぐらいいつの間にか削減されている。それで直営で十分やれてました、みたいな話がねまた縷々出てきたりするのではないかと。そんなことからするとね、もっと慎重に考えて、例えば僕らもこうやって議論させてもらってますがと、いう気がするんです。今日こうやって資料もらいましたよ、だけど現実何も調査なんか僕ら入っていない。机上でこうやってもらうだけ、話、答弁やり取りしてて本当に大丈夫かなという、そういう不安と疑問がいっぱい積み重なっていくだけ。それで22年度から本当に実行します。どうですか。

○ 建築住宅課長

細部に渡りましては、調整する項目というのが多々あるかと思いますが、時間的に迫っている部分ありますけども、十分にそのあたりは協議をしながら検討しながら進めていくべきだと考えています。

○ 人見委員

僕は、今回の公社への非公募での指定管理への移行という話が前提で出てまいっておりますが、私は新たな公社を一つ作るようなものだと、こういう気がするんですが、そうではないですか。変わっていきますか。ようするに民間委譲、民間活力導入と同等、それ以上にこの今ある施設管理公社、これを住宅部門も広げて指定管理者にしたときに、よほどに良くなっていくそのように確信ございますか。

○ 建築住宅課長

現在の、先ほど申しましたように、人件費の削減というかたちで人数が減らされている。その中で継続的にやれる組織というかたちでこういうかたちを選ばしてもらっているんですけども、その内容的につきましては今後まだ精査すべきことも多いとは

と思いますが、そういうかたちになるように努力していきたいと思っております。

○ 人見委員

私はもっともっと慎重であってよかろうと。これまで、この数年間、指定管理者に移行をずいぶんとしてまいりました。言われるように特に一つは随契でやってきた公社、外郭等へのこれからの民間活力導入への、向けての次の契約あり方、いったん期限が切れます。これが一つ問題、と同時にこの民間へ、例えば指定管理を任せた場合のデメリットの倒産だとか、会社に変更された場合は事務の引継ぎが難しくサービス内容が変わることが考えられるとか。そういう意味では、これまでも民間に指定管理お願いしている部分があるかと思いますが、このあたりで何か問題が生じたというような事例がございますか。またそういうふうなケースが万が一考えられる、その担保はどうやって取っているんですか、そしたら。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:27

再 開 11:29

委員会を再開いたします。

○ 総合政策課長

今までの中で指定管理者が倒産したということはございませんが、協定書の中には万が一、そういう倒産をしそうだとか、そういう場合には前もって市の方と協議を行うというような項目を協定書の中に盛り込んでおります。

○ 人見委員

民間であればそうしたことだとか、他にもこれに類するものというのはいっぱい担保の仕方というものはあると思うんですね。だからできたらね、例えば図書館でいいですよ、図書館は民間業者ですよ、との協定書とか契約書とか一度出してもらっていいですね。そうすると、何もデメリットとは書いてあるけれども、当然のことだろうがこんなことは。だからこそ担保としてどうするかというのが必要でないかと、それが今回であれば、入居者への安心をきちっと確保するというところに繋がる、責任は最終的に市が負うということに繋がるのではないかと、そうやって考えてみると何が公社かという気もしなくはないですよ、私は。どうですか行革、どっか出せません、次の機会でもいいですが。資料として。デメリットのところの部分に関するもの。委員長ちょっと諮ってもらえますか。ちょっと現物きちっとみて、ああなるほどこうゆうふうな形で進めてるのかなと。委員長お願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:31

再 開 11:32

委員会を再開いたします。今人見委員から資料要求があっておりますが、執行部のほうで要求の資料については提出できますか。

○ 生涯学習課長

提出することはできます。

○ 委員長

お諮りいたします。ただいま人見委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。他に質疑はありま

せんか。

○ 人見委員

執行部のほうで住宅管理をされているところで、今回この議案を3月から出されておるわけですがけれども、実質的に調査をなされた自治体ならびに公社、そして民間会社のその一覧表をお示し願いますか。

○ 建築住宅課長

資料として提出しております。福岡市、北九州市、福岡県それから田川市のほうは直接行ってお話を聞いております。それから民間につきましても、ある程度ネット等で調べさせていただいておる分もかなりあります。直接地元としましてはJA関係、シルバー人材センター等は話を伺いに行っております。

○ 人見委員

実際に、民間で行くと最初はそういう方向で出されたんですよね。これは修正議案なんですよね、改めてね。ネットだけで調べてきたの、それで民間活力導入で、指定管理の動きについてはやってきたの。

○ 建築住宅課長

視察に宝塚とか、関西方面にいくつか行きまして、実際の状況を確認してきております。その中で、どのような業者がいるのか、どういう募集があっていたのかとか、ということで一般の民間業者にお話を伺ってきております。

○ 人見委員

後でいいのですが、教えてくださいませんか。というのが、現実、実情が分からないんですよ。後でいいですから。資料については、また打ち合わせたいと思いますが、確認だけさせてください。この行革の一環の指定管理者制度、民間活力の導入、いくつかは先ほどから出ているような、公社に近いかたちのところに指定管理出しております。将来の見通しの中では、どのようにお考えなのか。先ほどの質問に重なると思うんですが、民間活力の導入という方向、これはあくまで今回の公社の方向を踏まえてみても、将来にはそうゆうふうな方向だということで、我々は認識しておいていいかどうか。その点確認をさせてください。

○ 都市建設部長

今質問のありました民間活力の導入ということでございます。特に住宅につきましても指定管理者導入につきましても、たくさんの質疑を受けておるところでございます。そういう中で、前回の委員会でも答弁に触れましたけれども、そもそも行政の事務の中で官から民へとうふうな導入の中、特に合併後飯塚市は、行財政改革の大綱を含め実施計画を打ち出してきております。その中では指定管理者制度の導入とのが项目的にとらえられておるところでございますし、当然住宅部門につきましても、指定管理者制度の導入というところでございます。また敢えて申し上げますと、公共施設のあり方特別委員会におきましても、先の実施計画の中でも順次、指定管理者導入というふうなことも指摘を受けているところでございます。そういったことを踏まえまして、住宅部門おきましても管理部門の中での官から民へ移行する部分が、結果的には行革の目的とする削減効果が生まれるというふうなことをとらえましたときに、一つは公社でも一つの方法でもある、あるいは民間導入ということでの方法もあろうかと思っております。そういった中で今回は、公社での方向性をぜひ見出させていただきながら、いくらかの削減効果を生むという中での取り組みをやっていきたいということで、今後ともその方向で進んでいきたいなというふう考えております。

○ 委員長

他に質疑ありませんか。

○ 人見委員

あくまで部長は、この問題に関しては将来に渡っても公社で、一貫してやっていきたいと、このように言われたととらえておいていいですか。

○ 都市建設部長

今回は、指定管理期間は五年間というふなことで、随契でさせていただくというふうなことでございます。そういった中で、先ほど申し上げましたように行革の目的とする削減効果が生まれているということであれば、さらに五年後の指定管理については公社での取り組みをさせていただきたというふうに考えております。

○ 人見委員

公募をやらないと、どの程度の削減、サービス向上かという、全くもってどこから基準が今回みたいに1, 500万円出ましたとか、単純にそれだけでやってします可能性があるじゃないですか。うちは2, 000万円効果出しますよと、サービスはこれほどまでやりますよと、というような方向にはいっこうに行かないということで固定してしまうから先ほどの、さあ一度そこにやってしまうと次の門戸が開きにくいんですよという話が出てきているということではないのかと言っているわけですよ。おかしいですか私が言っていることは。市長の思いはどこに視点があるのかね。市長に聞かせてもらいましょうか。あくまで現状から見て少しでも効果が見られるとしたら、それは一生涯ものですよと、次の効果というもの特段望まなくてもいいんですよと、こういうことで非公募ですと一貫していくんですかと言っているんですよ。

○ 企画調整部長

今回の公の施設の指定管理者制度の目的につきましては、ご存知のとおり、民間活力、民間のノウハウを十二分に生かした中で、市民サービスの向上と、さらには経費の節減というのが目的でございます。従いまして、指定管理者は原則公募というかたちをとっております。しかしながら、市営住宅の指定管理者につきましては、先ほどから建築住宅課長が申し上げますように、公社という形で、非公募ということで飯塚市の考え方を持っております。しかしながら、五年間の指定期間という中で、指定期間の終了後においては中身を十二分に検討精査した中で、今後については公募という方向も含めた中で、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○ 人見委員

では、将来にわたっては当然のことながら原理原則の公募という方向性を堅持して望みたいと、そういうふうなことで理解をしておきたいと思えます。

○ 企画調整部長

5年間の指定期間の中で指定期間終了後においては5年間のいわゆる期間の中で十分に検討協議をさせていただいた中で、公募という形での方向も含めて検討するという形でございます。

○ 人見委員

公募を含めて検討をする。ほーっ、そういう2段構えで、何か隠れ蓑みたいな、蓑を被ってごめんなすってって感じじゃないか。おかしいことだけ指摘しておきますよ。

○ 安藤委員

行財政改革を進めていかないといけないのは当然だと思います。今の論議されてる中で、本当に住宅公社といいますか、市営住宅を本当に指定管理に出すのが適当なのかどうかという部分がみなさん不安に思っているところが沢山あると思うんです。先ほどベースとなるのがこんな部分で人件費の削減に繋がってきますよと、将来的にみたらそのように思ったりもしますが、当然、行財政改革は進めていかなくてはいけないんですが、それには向き不向きといいますか、必ずやらなきゃいけない部分とそうでなくてもやれる部分というのが出てくるんじゃないかなというふうに思ったりしています。その中で一点、4つの公社の比較表が出ていますが、その

中で管理事業というのが網掛けになっていますが、こら辺4公社どのような違いがあるのかというのを示していただきたいと思います。

○ 建築住宅課長

福岡市、北九州市、福岡県、田川市ですが、特に違いがあるというところは無いです、北九州市辺りがふれあい巡回事業そのようなものを入れているところが他のところと違うところかなというところ。それ以外では大体同じような事業内容でございます。

○ 安藤委員

書き方が違うんでよく読むとそういうことなのかなと思ったりもするんですが、ある部分ですね、今受けられているサービスが低下するというのもひとつ危惧されてるところじゃないかなと思ったりするんですが、その点は心配ないといっていたらいいんじゃないでしょうか。

○ 建築住宅課長

先ほども答弁いたしたわけですが、まずやはりわたしどもの人員が年々削減されておるということで、その辺りがサービスの低下に繋がるんじゃないかと懸念しているところ。ある程度安定した、継続的に出来る専門的などころはずっと安定的にやって欲しいということで、今回の提案をさせてもらっていますが、そういう形になるとサービスの低下は無いと思っています。

○ 安藤委員

収納率といいますか滞納の部分もあつたりとかしてますけど、そういう部分で公社という公の部分がありますので、そういう部分というのは心配なくていいのかなと思ったりするんですけど。

○ 建築住宅課長

収納業務あたりにつきましてはお互い一緒になってやるべきところというのが直営と指定管理に出したところが一緒になってやっていくところがかなり多いウエイトを占める部分があるかと思いますが、そういう事務的なこと修繕的なことを含めまして事務の引継ぎ等が大変ですね、それからサポート等が大変重要になってくるかと思っております。そのあたりは十分に事務の引継ぎ等行ってスムーズに仕事が流れていくようにやりたいと思っています。

○ 安藤委員

あと一点なんですが、維持管理費という部分には維持補修費とかいろんなものが含まれてると思うんですが、姿形が見えてこないんですけど、公社のやる仕事というのは維持管理といいますか収納業務を含めてやられるということなんだろうが、そういう維持補修費とかそこらへんは一部業務委託とかいう形でされるつもりなんじゃないでしょうか。

○ 建築住宅課長

一般的な修繕それから緊急修繕とかいうのは指定管理の仕事の中でお願いすることになると。あと計画修繕とか大規模な修繕等につきましては直営でそのまま残すという形になります。

○ 安藤委員

先ほども申しましたように、将来的な図を描いたときには組織のスリム化も含めて公社に委託するののもひとつの方策じゃないかなと思ったりもしていますが、ある部分効果がはっきりとした、目に見えた形で出てこないとな納得も出来ないところでもあつたりしますので、そこらへん十分に精査されて取り組んでいただきたいと思います。

○ 江口委員

まず資料の確認をさせていただきたいと思います。概算の資料をいただいています、これはいつ作られたのかが一点、もう一点導入推進委員会並びに導入推進委員との協議という資料をいただいています。3月10日以前に協議をしたのであればそれについて出していただきたいと話していましたが、それについては無かったのかどうか再度確認させてください。

○ 建築住宅課長

指定管理委託料算定資料につきましてはこのような形で調整をしましたのは前回の資料要求があつてからですが、その前には公社、民間それぞれ別々の形で作っているものがありましたのでそれを一緒にしたわけですが、中身につきましてはある程度今回のここで調整をさせていただいた部分もございます。

○ 総合政策課長

3月10日以前の導入推進委員会におきましては、この公営住宅の指定管理者の件について協議はしていません。

○ 江口委員

指定管理者の導入に関してはどのような手続となっていたのか確認させてください。議案提出までに何々何をやる、そして議案提出後、議案が通つたとして何々何をやる、おおよそのスケジュール結構ですのでお知らせくださいますか。

○ 総合政策課長

制度の導入手続きですが、通常のやり方で申しますと、3月議会に設置条例の改正をやらせていただくと、その後公募を4月以降に行うということとして、制度導入の検討につきましては前年度の4月から9月にかけて行い、10月に導入施設の決定ということで今のところ指定管理者の指針ではそういうふうなスケジュールを採るようにしています。

○ 江口委員

3月に設置条例の提案という話がありました、それ以前に関しては前年の4月から9月にかけて検討して10月に決定するという話がありました。この決定に関してはどの場でなされるのか、どういった手続きをしてどの場でなされるのかお聞かせください。

○ 総合政策課長

導入施設の決定につきましては各所管課のほうでそういう決定をしていただいています。

○ 江口委員

導入推進委員会の設置目的ならびに仕事の仕方に関する部分、要綱等があるはずですよ、それについて資料を出していただきたいと思います。委員長においてお取り計らいください。

○ 委員長

執行部におたずねいたします。只今江口委員から要求のあつた資料は提出できますか。

○ 総合政策課長

提出します。

○ 委員長

おはかりいたします。只今江口委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よつて執行部に資料の提出を求めます。

○ 江口委員

併せましていただいた資料は導入推進委員会は3月10日からですね、それ以前に関してはやっていないという話でした。そして今の話では所管課で決定するという話でした。所管課の決定といいましてもそこだけで決められる話ではないと思うんですよ、条例を作って提案するわけですよ、その中では合議等々があると思うんですが、そこら辺の流れについて今回はどうされたのかお聞かせください。

○ 建築住宅課長

議案を提案させていただく前には所管課、関係各課とそれぞれ話しはしてきています。建築住宅課の方でこういう形でやりたいということで議案を上げるわけなんです、今回その導入に向けての前段として議案の改正をお願いしたわけですが、起案するまでには各課とは協議

をそこそこで行っています。

○ 江口委員

そこそこの合議をやったというのは公式の会議ではなくてちょっとした打ち合わせの繰り返しと理解していいですか。

○ 建築住宅課長

実施については所管課で決定をしていますので、それに関係のあるところについては所管課、関係各課と協議をしてきたとご理解願いたい。

○ 江口委員

先ほど言いました概算の資料を頂きました、この資料を基にして関係各課と協議をしたという理解なのか、それとも関係各課との協議についてはこういった積算等の資料も無くやったのか、そこら辺のところをお聞かせ願いますか。

○ 建築住宅課長

資料が必要な課とか言うところに対しましては私どもの考え方は資料を提示して話しはしてきています。話しの全体的な流れとか資料の無いものについては協議といいますか、机上での打ち合わせということでございます。

○ 江口委員

そろそろ昼に入りますのでその間でも確認をしてもらいたいのですが、まず財務部に関してはこちらの委託料の算定の部分については存じておられたのかどうか、総務部につきましては、この人員配置の変更の部分について議案提出前までにこれの打ち合わせがあったのか、確認をさせていただきたいのですがどうでしょうか。あとこの委託料の算定についてどことどこと、今言った二つの部以外に一緒に検討した部があればご案内をお願いしたいと思います。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:58

再 開 13:01

委員会を再開いたします。

○ 行財政改革推進室主幹

午前中に本日の提出資料の中で財務部、総務部、事前に協議打ち合わせがあったのかどうかということでしたが、この議案提案前には指定管理者を導入する旨の協議は行っていましたが、この管理委託料、例えば人数をどうするのかとかそういうものについては協議はいたしておりません。ただし、本特別委員会の前には関係委員が集まり協議しています。

○ 江口委員

協議をしていない、詳しくやっていないという話しです。導入推進委員会の設置要綱を提出していただいています。この所掌事務をみると、制度導入に向けた市としての基本的な姿勢、考え方の調整、関係各部課間の意見の調整と助言、導入に必要な事項に関する調整とあります。当然ですね、指定管理者の導入に関してはサービスの向上とコストの低減が大きな課題であるというか、それを目的にしてやるわけですよ。そうするとそこに関するきちんとしたチェックをやってないとそれこそ本末転倒になると思います。であるならば導入推進委員会でその部分をきちんと事前にチェックしないとこの施設に入れようと思うが、これこれのメリットデメリットがあるコスト的にもこれだけあるという形で議論をしなくてはならないと思う訳ですが、今回についてはやっていないようですが、ここの委員長は企画調整部長ですよ、今回のみやっていないのか、それとも他の指定管理者の導入についても同様に議案提出前はやっていないのかどうか、その点をお答えいただけますか。

○ 企画調整部長

今回の導入推進委員会につきましてはお手元に資料を差し上げていますように、3月10日以降の委員会の中で議論・協議を行った経緯でございます。これまでの指定管理者の導入にあたりましては同様に事前の協議ということを行わずに、この指定管理者制度でいくという施設については、それを公募でいくのか非公募でいくのか、さらには仕様書、募集要項等々について委員会の中で協議を進めているというのが実情でございます。それと指定管理者制度の導入の議案が議会の方で可決された後につきましては、導入推進委員会の中で指定管理をどうするのか体制をどうするのかというようなことでの議論を委員会の中ではさせていただいています。

○ 江口委員

やってはいないんだけど、公募非公募そして募集要項について検討するわけですよ。その検討の基礎となるのがコストの試算であったり、組織の形であったり、指定管理者に任せる仕事であったりするんだと思うんだけど、今までの指定管理者についてはどちらかということというのが決まっています、任せる仕事もある程度決まっています、やってたわけですよ。ところが今回の条例はどの団地を指定管理者に出すかもはっきり書いていないわけですよ。何をさせるかについてもはっきり書いていないわけですよ。ある意味私たちに通すだけ通してください後は好きなようになりますからという、議案を出すにあたって—もう少し導入推進委員会は議論をすべきだったと思うんですが、どうですか。そしてもうひとつ、3月10日にやってますが、3月10日以降この推進委員会の記録を見ても、何が決まったかというのはおおよそ要領を得ないわけです。途中で公募であったのが非公募になったんだろうというところは推測できるんですが、何年というのも議論の中では出てこない。そしてまた正式な委員会で決定したものが非公式な協議の中で覆されていくわけですよ。ある意味本会議で決めたことがどこかで議員が集まってやっぱりこれやめようやというふうなものですよ。そういった形でやるのがはたして正しい仕事の仕方なんだろうか、どうなんだろうか。その基礎となる資料も出ていなかったとお聞きいたしました。協議の中では試算等は出していないという話しでした。そのあたりは導入推進委員会としてはどのようにお考えになっていたのかお聞かせください。

○ 企画調整部長

先ほど答弁しましたように、3月10日に時点においては提案課のほうから出されました募集要項・仕様書について審議を行ったわけでございます。当然この時点においては指定管理者制度の導入については公募でいくという形の中で議論を進めていったわけでございます。それ以降の委員会の中では先ほど申し上げましたようにいわゆるその中の職員の体制、公社の職員の体制、それから指定管理料がどのように変化していくのかというようなことは十分にこの協議会の中で審議を行ったというような状況でございます。それから、非公募の理由につきましては、先ほど答弁しましたように公社の方に指定管理者をすることによって入居者の安心感、信頼感、この辺りが十分に反映されるという形の中で委員会としてもこの方向で結論を出したというような内容でございます。

○ 江口委員

3月10日以降についてはきちんと議論をして、方向を決定した、また併せて公募非公募についてもちゃんとした議論の中で十分な理由があると判断したという話しだと思いますが、提出していただいている試算の資料、職員でいうと直営から公社が変わるときに職員が7名減ですね、本庁が職員2名、再任用2名の合計4名減、支所が職員1名、再任用2名の3名減、併せて7名の減なんですね。ところが3月の委員会の席では組織に関しては2人の減ということでしたよね、2名の減だったのが7名の減になってるんです5名増えてるんですよ。ある意味辻褄が合うような記載があるわけですが、じゃあ本当にこれが出るのか、先ほどコストに関して、単価に関する話がありましたが、例えば支所3名減になっていますが—総務部とは打ち合わせをしていないという話しでしたが、ここに出てくるときに至っては支所との打ち合わせは済んでいるんだと思います。十分な協議をしたという話しがありました。史書での3名減は

十分に支所としても回るのかどうか、もし支所長がおられるのであれば各支所の経済建設課から1人抜かれるわけです。4つのうち3つは確実に抜かれるわけです、それで仕事が回るのかどうかお答えいただきたい。若しくはおられないのであれば人事課の方でお答えいただきたい。併せてその方々、仕事量としてどの程度あるのかお聞かせいただけますか。

○ 建築住宅課長

本庁職員2名減という形で今回支所職員が4名の内の1名の減という形に上げさせてもらっていますが、これにつきましては各支所の経済建設課のそれぞれ課長さん辺りとお話をさせていただいた中で再任用が2名減という形で上げさせていただいていますが、これについてもある程度職域の中でどの程度の仕事をされているのかということを考えまして各支所との打ち合わせをして、このくらいは削減できるだろうということに入れさせていただいています。

○ 江口委員

住宅セクションの方から今答弁がありました、総務部ないし各支所はそれでよろしいんですね。事務分掌規則等を見るとかなりの仕事を各支所の経済建設担当ではやられてるわけですこの中から住宅の仕事が減るわけですがそれが1人分に相当するものかどうか各支所の人員配置を見ると私はとても1人減らせる状況かどうかは、分からない状況だと思うわけです。これが住宅の仕事が1人前以上1.5人分とか1.2人分とかあるのであれば逆に各支所としては1人減って2人分の仕事が減る、ありがたいよねと話しかと思いますが、私は事務分掌等見る限りでは、そう判断をしないわけです。そのあたり総務部として、それがいけると判断したのかどうか仕事量の検討も併せてお答えいただけますか。

○ 総務部長

職員の配置等につきまして、行革の方でも協議をいたしておるわけですが、今回の住宅、指定管理者の制度の中で住宅課から説明を受けまして、何とかいけるんじゃないかというところで話しを聞いています。

○ 江口委員

例えばなんですが、穂波支所経済建設課経済建設係の所掌事務は23にわたります、そのうちに市営住宅に関する分に関しては入退居受付に関する事、そして維持管理に関する事の二つではないかと思っています。人員配置でいいますと何人おられるんですかね、十分それがやれるかどうか、大丈夫か心配になるわけですが、そのあたりも本当に精査した上でやっているのかおこたえいただけますか。

○ 建築住宅課長

各支所の住宅の管理につきましては住宅の戸数、老朽度の問題、補修の多少も検討いたしているおるところでございまして、その中で4名の内の1名は減らされるというような判断をしたわけでございます。

○ 江口委員

仕事量として大丈夫なんですかね。私は非常に心配です。減られる方々はどのようになるのか、都市施設管理公社が家賃を払って各支所に部屋を構えそしてそこにひとり置いて仕事をする形になるのか、それともどこか事務所を構えてそこに集まって仕事をされるのかそのあたりはどういうふうにする予定でしょうか。

○ 建築住宅課長

事務所の問題につきましては庁舎内に事務所を設置したいと考えています。それぞれの支所の仕事もそこで一括してやっていきたいと考えています。

○ 江口委員

そうですね、3月10日に関しては庁舎内に置く方向で総務課と協議ですね、そしてここで各支所からひとり減るわけです。地域のことをきちんと配慮して頑張っていたかなくてはならない大切な方がひとり減って住宅専門で本庁の中で仕事をされるということでございます。

私は仕事量について見合うものではないと思っています。この条例が通って22年度から実施になるとそれぞれの各支所からこんなはずではなかったという話しが出てくるんじゃないかなと心配をするものであります。

もうひとつ、試算の中から7人職員が減って7人施設管理公社が増えるわけですね、これで1500万円減るわけですが、職員と再任用の方3名と4名が減って、315万の人が増えるんですが、本当にこれができるのかどうか非常に不安に思うわけです。この方々、どこから雇われるおつもりでしょうか。施設管理公社に住宅関係の仕事をする方は民間の方を雇いになってやっていただくのか、それとも別な形になるのかお聞かせいただけますか。

○ 建築住宅課長

基本的には住宅の修繕や管理などの経験のある元職員または民間の不動産管理の経験者などから人選をしたいと考えております。構成としましては全体的な管理者としてそこに書いています事務局長が1名、入退居受付、庶務関係職員を2名、施設の管理、修繕関係職員を2名それから相談業務、収納業務関係の職員2名としたいと考えております。

○ 江口委員

民間の不動産の経験がある方、職員として経験がある方という話しでした、そうすると市役所のOBと民間から雇い入れる方、その2つで充てるという理解でいいですか。

○ 建築住宅課長

現在のところはそのような形で経験というのが重要になってくるかということですが、先ほども申しましたように最初からスムーズに行くように事務の引継ぎ等の必要もあるかと思いますが、当分の間は直営の職員でサポートしていく必要があると思っています。

○ 江口委員

この中では人件費がこれだけ減る形になってるんですが、私は非常にそこに不安を持っています。今言われたように直営でサポートしていくという話しがございましたですね、ある意味指定管理者制度を導入しても公社でやる以上ははっきり言って役所がやっていると変わらないと思ってるんです。それでコストが下げれるのが不思議だと思うんです。そしてまた、仕事がやることがそう変わらずに、もしかしてサービスを向上させたいと思うのであれば、逆にコスト増の原因になり得る。指定管理者であるがために様々な作業が必要になるわけですね、契約をして、それがきちんと仕事してるかチェックをしてとなるわけですね、であるならば一三セクが指定管理者に向いてるとは私は思っていないですよ、逆にコスト増の原因とさえなり得ると思うんです。本当にこれで減ると思っていますか。

○ 建築住宅課長

維持管理費につきましては大体この金額的には5%くらいの削減という形で考えてるわけですが、入居者の方々からの一般的な修繕等についてとか、管理費削減は逆に言えばサービスの低下に繋がる恐れもあるということですので、私どももそのあたりについては十分に注意しなければならないと考えておりますが、大幅な削減というのは出来ないんじゃないかというふうには思っています。しかしながら管理費全体の見直し、補修方法の見直しとか発注方法の見直しなどを行うことで維持管理費については削減が出来るのではないかということですが思っています。人件費につきましてもこういう概算で出していますが、こういう現状で職員ではなくそういう再任用を含めました嘱託職員みたいな形に持っていけば人件費の削減にも繋がるんじゃないかというふうには思っています。

○ 江口委員

嘱託職員みたいな形で安く上がるのであれば、直営のままそういった方々でほとんどやってしまう、そういったほうが安く上がると思うんですよ、公社にすれば、その公社の総務部門ですね、役所で言えば人事課がやってる仕事いろんなもの等々がありますよね、職員採用から履歴管理からなにかからかんからやらなくちゃいけないわけです。よほど直営の方がコスト削減が

出来るんじゃないかと思います。先ほどの維持管理についてはやり方の、発注方法の工夫とか言う話がありました、それは直営でも可能ですよね、どちらかというと直営できちんとやった上ですべきですよ。いいのは民間のノウハウを活かせるからサービス向上とコスト低減が可能なんです。ところが都市施設管理公社ね、書いておられるように実績もノウハウも無いわけですよ、先ほど人見議員も指摘されましたが、そこに任せるからある意味手をかけて直営の方々がサポートをしながらやらなくてはならない。チェックをしなきゃいけない、公社は公社で新しく寄付行為の変更があり総務部門の仕事が増えというわけなんです。とてもやる甲斐のない作業だと思っています。もうひとつ、こうやって入れたいという公営住宅の指定管理者なんです、4, 400戸全部を対象とするということでしたが、それについては間違いないんでしょうか。

○ 建築住宅課長

4, 400戸と書いていますが、今私どもで管理している戸数を上げていますが、管理する契約の中には確実な数字と申しますか、その数字を契約の中に入れていきたいと思っていますが今のところ全体を管理していただきたいと考えています。

○ 江口委員

この特別委員会に皆様方が出された資料の中では市営住宅の方向性はどうなっていますか。

○ 建築住宅課長

あり方検討委員会の中でうちが出しています方向性につきましてはストック計画に基づきまして順次建て替えを進めていくということと、後は狭小の住宅等につきましては統廃合を考えながら、50戸以下の団地につきましては統廃合を考えながら跡地、残地につきましては民間譲渡、用途廃止する一戸建てについては現入居者に払い下げを行うということを言っています。また早い時期、22年度を目処に順次指定管理制度を導入するというようなことであげていたと思います。

○ 江口委員

中小団地については統廃合、そして用途廃止については払い下げですよ、そういった対象になるのは4, 400全部をやりたいから全部、ただ契約のときには確定した戸数をやりたいという話でしたが、今でいうとどれくらいが払い下げ対象になり、統廃合の対象になる団地はどのくらいあるのか、その点はどうですか。

○ 建築住宅課長

今資料が手元にないのですぐに答弁は出来かねます。

○ 江口委員

数ははっきりしていて、それで協議をしたのではないのでしょうか。導入推進委員会は3月10日からしかやらなかったけど、それから以降きちんとコスト試算から何からちゃんとやったわけですよ。ところが今までの答弁の中では4, 400戸全てを一括発注で指定管理者にやりたいというお話しだったわけです。ところがその中には払い下げをする部分が含まれる、統廃合する部分が含まれるわけですよ、先ほど一番最初に指摘しましたけど、どこからどこまでを指定管理にするのかさえはっきりしていない議案なんです。今までの指定管理の議案はこの施設をどこどこにある何という施設を指定管理に出します、これに関しては例えばコスモスコモンでしたら一番最初は非公募でやります、これについてはこういう理由です、しかしながら2回目以降に関してはきちんと公募でやりますという工夫もきちんとされていたわけです。とても他の指定管理者の議案と違うと思っているんですが、そういう部分の議論は導入検討委員会でも十分なされていないという理解でいいですか。

○ 建築住宅課長

今回の指定管理制度の導入に関してましては、やはり一番問題になるのは議員が言われまし

たように他の施設と違うところというのは、やはりそこで生活をしてあるということが、入居者の方がいらっしゃるということが他の施設の指定管理と違うということで私たちも認識しています。一番考えなくてはならないのが、入居者の方が今までどおりサービスが受けられなくなってはならないというのは一番に考えているところでございまして、それが無いような形ですすめていくということで考えています。

○ 江口委員

私が言ったのは、どこが対象になってというですね、そういった部分を導入推進委員会できちんと議論をなされて無いのではないか、他の議案は確実に何という公共施設について指定管理にするという話があったけど、今回についてはそれすらもはっきりして無いのではないかという指摘なんですけど、導入推進委員会の委員長、企画調整部長どうですか。

○ 企画調整部長

指定管理者の導入推進委員会の中ではいわゆる今の管理戸数4,400戸これを分割発注できないのかというような議論はあっています。提案課の方からは現在の管理戸数であります4,400戸の一括発注といいますか、一括管理ということで提案がありましたのでこれについては了承したという経緯です。

○ 江口委員

私が言ったのは4,400あるんだけど、あなた方が出した公共施設のこれからのあり方に関する指針では老朽化したものは払い下げなんです、中小の団地は統廃合なんです。4,400のうちこの指定管理者に回らない可能性があるやつが含まれてるわけですよ、これとこれとこれとこれ、この団地を例えば合計3,200戸を指定管理者に出す、それを一括なのか分けるのか、それは議論かも知れませんが、ある意味それすらも決まってないのではないですかと、いうお話をしているんです。

○ 都市建設部長

確かに統廃合するところ、あるいは払い下げのところということでの計画は打ち出しています。しかしながら今回の指定管理者導入に向けましては、基本的には22年の4月というような方向性の中で現在入居されてる戸数を対象として指定管理に持っていきたいというふうに考えているところです。そういう中でも公営住宅につきましてはストック計画の中におきましても今後合併しています中で、小団地については統廃合も視野に入れるということも謳っています。今ご指摘の払い下げのところも将来的には考えていかなければいけないというところのテーマとしてあげさせていただいていますが、指定管理者制度の戸数としては約4,400戸を対象としているところです。

○ 江口委員

私はそれは順番が違うと思っています。確実に市営住宅としてこれから先の、契約期間の5年を市営住宅としてやっていくのは何戸あるからこの部分について指定管理に行く、それをきちんと決めた中で、じゃないとコストの試算なんか出来ないわけでしょ。そういった試算をこの導入推進委員会は許しているんでしょうか。私はとてもこなれて議案だと思います。先に指定管理にして途中で抜けていくかもしれない、売り払う、契約する相手方も不安ですよ。私が都市施設管理公社の理事長だったら、そんな契約にはのりませんからと断られることすらありえるわけですね。現に指定管理者としてすでに仕事をしていただいている図書館、教育文化振興事業団は実際にはエントリーすることもなく終わっています。都市施設管理公社が一生懸命やってるかも知れませんが、受けてくれないことすらありえるのではないのでしょうか。人員配置も支所の確認も何とかなったと思っておられるかも知れませんが、実際の所掌事務から考えると私はこれを通した方が支所としては困る形になりえる。そして試算する確かなものではないと思っています。そしてもうひとつ、指定管理者にするのはサービス向上ですよ、一番下に書いてありますようにサービスの向上は民間ほど望めないと書いてある、じゃあ何が望め

るのかさえ分からないわけですよ。受付時間の延長を考えていますと申しましたが、通常こういったことをするときには、図書館の議案では祝日の開館であるとかサービスの提供時間の一時間延長、そういったものがきっちり謳われているわけですよ。そこらへんが明らかでないわけですよ。それでもいまだにこちらの指定管理者の方がすぐれているとお思いでしょうか。

○ 建築住宅課長

これは先ほども申しましたが、なぜ管理公社にする必要があるのかと、直営と変わらないんじゃないかなというようなことですが、現在行革の方でも職員の削減等行っていて組織のスリム化を進めているというのは先ほども申しましたが、その中でも建築住宅課としましても削減が実施されています。今は限られた人員で4,400戸の人員を管理しているわけですが、今後人員の削減が行われますと入居者に対するサービスの低下を招くというのは先ほど申しましたが、これを継続的、安定的な管理をするためには一部の業務を指定管理を導入したいということで管理公社に内容を充実させて移行していきたいと考えております。

○ 江口委員

サービスの充実を図りたいといわれますが、何についてどれだけはかるという指標も全くないわけですよ。今言われる中で職員の削減が見込まれるので、それについて全くやっていけないから指定管理者にしてやっていきたいという話だったと思います。ある意味ほかのところでも聞いた議論なんです。保育所の民営化の中で本来なら昨年度はその決定はなかったはずだったのがどうしても保育士を入れていただけないのもう1園やむなく民営化をしておりますと同じような議論だと思うんです。でもその中で人件費というところですよ、そしたらそれは雇い方の話かも知れないんですよ、再任用職員、先ほど話をしましたが、再任用職員がほとんどで体制を組む、そうするとコストが下がったりするわけですよ。若しくは民間のノウハウが必要であれば、民間で実績を積んだノウハウのある方々を、期間を区切ってきていただく、中途採用する、県でも国でも中途採用しているわけですよ。必要な人材を採ってくる作業をしています。そしてまたコストの見直し等でもやっています、スタートが違うんじゃないかと思うんです。事務所については本庁の中という話がありました、推進委員会の資料の中でも当初から本庁の中でLANをつなげてという話がありました、はたして電算のほうからしてみると非常にリスクの高い話だと思うんです、まだ今度は公社というところなんである意味身内だからとお思いでしょうが、個人情報保護条例を見ても電算システムの外との結合に関しては、きちんとやらなくちゃいけないことがあるわけですよ。ある意味情報が駄々漏れになることさえあり得るわけですよ、だからこそ一番言われたようにプライバシーが心配なので、入居者の方々が不安におもうのでということかも知れませんが、ある意味リスクを増やしてるんですよ。別立てで公社を作って、そこにプラスで関与する人を加えて、もののやり取りが発生する、非常にリスクが高い話だと思うんですが、情報推進担当の方がおられますよね、その辺りからしてみてもリスクの高い話だと思うんですがどうでしょうか。

○ 情報化推進担当次長

その件に関しましては住宅課ともいろいろ協議を重ねてきています。私の方としましても個人情報はいかに守るかという観点においてネットワークを構築していますので、内部に置くということであれば、一応管理上はサーバー上でログファイル等が分かるということ。もうひとつは庁内にLANを引くということであればセキュリティー上ハードディスクやUSBの使えないパソコンでそういったものを管理していきたい。個人情報が漏れないという仕組みを考えていきたいということで現課とは調整を行ってきたところです。

○ 江口委員

厳しい状況の中でやろうとされていること、話がありましたが、私が都市施設管理公社だったら、掛かるお金は出来るだけ低くしたいということで、この位でいいんじゃないのっていうやり取りをしながらやると思います。不安を覚えます。またもし情報漏えいがあった場合への

対処を考えても飯塚市であるのと、都市施設管理公社であるのとでは責任の取り方が違うと思うんです。そういった分に関しても十分な検討がなされていないと感じます。一旦、質問を終わります。

○ 原田委員

いままでお聞きしてしまして本当に執行部の方の自信のなさというのを感じるんですよ。私これ本当ずっと気になってるんですけど、算定資料の公社の一番下ですよ、民間活力の導入ではないので、サービスの向上は民間ほど望めないと、堂々とここに謳ってあるんです。これ裏返したらどういう意味になるかということなんです。私どもは民間企業ほど働きませんよといっていることなんです。ここが、堂々とこういうことを書かれているということが、私は、気持ちの持ち様がいかがなものかと思うんです。斉藤市長が就任当初、飯塚市株式会社とおっしゃいました、これは民間のいろんな意味でのメリット、そして経営のノウハウを取り入れてやっていくということだと私はそのように理解していたんです。ところが民間活力の導入というのは、今まで行革にしてもなんにしても、どうもいろんな手間隙掛かる金が掛かるのは民間に投げ渡しとしか聞こえてこないんです。ここ、まず民間活力の導入ではないのでサービスの向上は民間ほど望めない、我々は仕事しませんよと書いてあるんです。この意味、そのとおりと受け止めていいんですか。

○ 建築住宅課長

これはあくまで民間と比べると一という形で書かせていただいています。直営の場合に比べれば直営よりもサービスの向上を、今以上のものを望みたいということで、こちらは考えてるところでございます。

○ 原田委員

だからそういう答弁がですねーいいですか、じゃあサービスの向上は行政では不可能とされていますよということをあなたはおっしゃったんですよ、婉曲に。そういうふうにとられてしまいますよ。だから今図書館が指定管理者制度になっています。そうしますと、そこの経営のノウハウを十分に学ぶというということも必要なわけじゃないですか。だからサービスの向上は不可能とと思っていますと、括弧書で言われたんです。そうなんですか。

○ 建築住宅課長

現在のサービスが低いといってるわけではありません。現在、私どもとしましても精一杯出来る範囲の中で入居者の方に対してのサービスというのはやっています。それ以上のものはある程度期待をしていきたいと思っています。ですからサービスが低下するとか、今現在サービスをやっていないとかいうことではないということでご理解願いたいと思います。

○ 原田委員

そういうことではないんです。要するに心構えの問題を私は申し上げてるんです。いろんな形で民間に、民間にっていう投げ渡しではなくて、そういった経営のノウハウを学ぶことが一番重要であってですよ、それを今後、この行政の中にどう活かしていくかということをお考えになってないような気がするんです。そのための指定管理者制度であって、今やってるわけじゃないですか。そういうことを学んで、今から活かして、我々はきちんとやっていきますという自信をもって、そこをおっしゃって頂きたいと言ってるんです。だから心構えの問題じゃありませんかということなんです。そういうことを考えてあれば、こういった文言は絶対に出ないはずなんです。民間活力の導入ではないのでサービス向上は民間ほど望めない、私3回も読みましたけど一回読んでも仕事しないとしか読み取れないんです。今まで培った指定管理のものを十分に学んで今後やっていきたいという意気込みが感じられない。この行革をする中で確かにコスト面ーいろいろあるから今行革をやっていますが、一番根幹となるのはみなさん方のお気持ちじゃないですか。いかがお考えですか。

○ 建築住宅課長

今回こういう形で指定管理制度の導入、以前の議案の中で住宅の条例の改正ということで上げさせてもらってるわけですが、今後サービス入居者に対してのサービスの向上とかいう事につきましては今後も我々としても考えていくべきひとつの大きな問題であるということは、課職員一丸となって考えているところがございますので、それ以上のものを指定管理することによって、先ほど民間のノウハウということも委員が言われましたように、そういうところまでも今後勉強して、今以上のものを作り上げていくような組織作りはしていきたいと思っています。

○ 原田委員

最後にしますけど、とにかく荒すぎますよ、午前中に永露委員が質問してましたけど、人件費にしても再任用が289万、公社が315万、民間も315万、この根拠もあてにならない。福岡県の最低賃金って700円切るくらいですよ、700円で8時間で5600円、仮に25日働いて14万、4ヶ月ボーナスあげて16掛けると224万ですよ、社会保険考慮しても250万から260万、通常ですね、当然民間企業に委託すればコスト下げてくるんですから、そのくらいのことは十分にやるんです。それに比較しましたら何で市の再任用が民間よりも安い289万になるのか、聞けばいっぱいいくところがあるんです。根拠だっていっぱい聞くところがあるんです、しかしながら私が言いたいのはあくまでも準備不足であって、もう一回出直しになったほうがよろしいんじゃないかなという気がします。あまりにも粗雑ですよ。今、いろんなことを言われましたけど、課長に集中的に質問が言ってますけど、皆さんどの顔見ても私のところにきたらどうしようかと、不安な顔でいっぱいじゃないですか、胸を張って答弁というのが出来ないような状況の中で、これはいかなものなのかなという気がします。再度言わせていただきました。

○ 川上委員

建築住宅課長が3回印象的なことを言われたんです。これは私は今度出された更なる行財政改革路線の破綻を、ご本人は意図していないと思いますが、示すことではないかなと。先ほどからいろいろ準備不足のことも指摘されていますが、これも根底には更なる行財政改革の綻びが出ているんだろうと思うんです。課長はこういわれた、人員削減の流れの中で、住民サービスが低下する恐れがあると、ここまではっきり公の場で言われた課長は少ないです。唯一とは言いませんが。なかなか勇気のある答弁だと思いました。三回言われました、このところを市長がどう受け止めるか、今まで日本経団連でも何でも3つの余剰があるとか言ってたわけですよ、それにのせられて地方自治体では人員を削減すると、市民もそうかなと思ってたわけですね。今までの流れ、市民の大方の受け止めはどうか、問題はいろいろあるかも知れませんが、多すぎたと、職員が、だからあるべき姿まで減らすんだという認識はあったと思うんです。あなた方もそう宣伝してた。ところが今やろうとしている人員削減というのは飯塚市が自治体として当然果たさなければならない住民サービスが出来ない段階まで押し込んできていると、自ら。それで、前置きはそれくらいですが、現在建築住宅の現行体制、何人になっていますか。

○ 建築住宅課長

現在、建築住宅課には建築係、設備係、事業係と管理係、その中で住宅管理係が現在再任用職員2名を含めまして11名、また臨時職員が1名おります。住宅事業係としましては2名、課長補佐が係長兼務でございます。建築係が係長を含めて職員が5名そのうち嘱託職員が1名でございます。それから設備係が係長含めまして4名ということで合計が27名体制でやっています。

○ 川上委員

この中で住宅管理に関わるメンバーは比較表にあるとおりだと思いますが、このメンバーで大変頑張っているとありますが、これ以上業務が増えると住民サービスは出来ないという臨界点に今ありますか。

○ 建築住宅課長

ご存知のとおり他の13万人都市に比べましたら、4400戸という管理戸数は多いというのは前々からみなさんにも言ってるところです。この内職員がこの体制でやっているところをございますけど、はっきり言いましてかなり一人ひとりにかかっている負担というのは今の段階でもかなりのものがあると認識しています。

○ 川上委員

業務量がこれ以上増えると住民サービスは低下すると思いますか。

○ 建築住宅課長

業務量そのものというのは実際にはあまり増えるということは無いかと思いますが、最近やはり一番多いのが相談、苦情、補修というのは1日数十件出てくるというような状況がございます。それで、この状況の中で、職員が減っていくということに対してやはり危機感というのは感じております。

○ 川上委員

苦情の中身を事前に聞いておけばよかったと思うんですけど、全体として予算を削減して草を刈らないとか、外灯の問題とか、今の行革路線の中から苦情や相談も増えているのではないかなと思うんです。そこで、今の行革の流れの中で人員削減を求められているというお話でしたんですが、どの程度削減を求められているんですか。

○ 建築住宅課長

これは行革の方から求められているということではございません。こういう流れの中で私どもの課としても今後削減というのが出てくるのではないかと考えているということでございます。

○ 川上委員

どの程度の削減を考えているんですか。自分たちとしては、全体の流れの中で、住宅課としてはこのくらいは削減しないといけないんじゃないかなと考えてあるんでしょ。その数字はどのくらいですか。

○ 建築住宅課長

そこにつきましては今のところは考えておりません。

○ 川上委員

それを考えないで、今度指定管理者制度を導入するということで7人削減を提案してるんですね。逆でしょ話しは。そうじゃないですか。

○ 建築住宅課長

私どもの課としましては今の現況から、これ以上削減をされたらということで考えているわけございまして、一応今の人数が今の状況では今のメンバーがいるのではないかと考えて思っています。

○ 川上委員

そこで指定管理者制度があることに気がついて、民間のノウハウを導入したいということと言われるんですね。でも先ほどからずっと、議員の方から質問されたり指摘されたりしてるのを私なりに解釈するとですね、みなさんが言ってる民間のノウハウというのは、同じ仕事を同じ人数で行う場合の人件費の、公務労働者と一市職員とっていいですよ一市職員と民間労働者の差、この差益を得ることがあなた方のいう行財政改革であり、民間のノウハウの活用というようにしか聞こえないわけです。逆の言い方をすれば、今みたいに経済危機が進行していて民間の内需拡大ですよ、それから個人の消費、購買力の増大ですよ、図らないといけないときに、あなた方は一方的にどうやって計算したか知れないけど自分たちの犠牲を民間に一方的に転嫁して固定化させていく。これによって地域の賃金水準も全体として押し下げていく、そういうことにもなってくるのではないかなと思うんですよ。だからこれは住民サービスを維持するた

めにやろうとしているんだと言われるけど、トータルでみるならば邪道だと思うんです。その上でおたずねしますが、先ほどから5年間は公社でいきたいと、6年目からどうするんだということについて執行部不統一ですね、縄田部長の答弁と須藤課長の答弁は微妙に違う。そこで課長の方におたずねをしていこうと思うんです。6年目から公募をおこなって民間業者が参加できるようにする、これは考えないという答弁がありましたね、どうして考えないんですか、悪いことですか。

○ 建築住宅課長

今の時点ではそれは考えられないということで、組織等を改良して新しい都市施設管理公社が出来て5年間でそれを解体するというようなことは考えていません。まずは管理公社を充実させて、そこに指定管理を持っていくということが先決でございますので、私としましては5年後に即民間ということでは今のところ考えてないということです。

○ 川上委員

色々比較表があります。優劣比較表があります。これで民間に受け持ってもらおうというのが一番いいことだと考えているのはないんですか。

○ 建築住宅課長

3月の委員会の時点では民間という形でご提案をさせていただきました。その中でいろいろうちの方も調整、精査しなければならないことが多いということで今回方向の転換をさせていただいているところです。やはり一番問題になりましたのが個人情報の問題、それから地元でそういう業者がいるのかということが大きなところでして、そういうところも精査をした結果、調整すべきことが多いということでこういう形にさせていただいています。

○ 川上委員

ということはこういうことですよ、ここにも書いてるんだけど、十分な準備があれば民間のこういう飯塚という地域を考えたときに十分な準備があれば民で受けるだけの力量を持ったセクションが成長するのではないかと。むしろそういう時間を与えてそういう民が受け取るだけの力をつけると、デメリットについては一つ一つ解決していこうではないかということではないんですか。どうですか。

○ 建築住宅課長

今委員が言われますように、うちが指定管理制度を利用しまして管理公社あたりで管理していただくと、その間にやはり民間というのもやはり地元がそういう体制が取れていればですね、そちらも視野に入れる必要がある課も知れませんが、現在のところやはりそこまでは考えていませんが、今後そういう状況も、他自治体の状況も見必要があるかと思えますし、地元の業者辺りがそういう力をつけてくるという事実がありますれば、そういうところも視野に入れる必要があるかと思えます。

○ 川上委員

今回の市営住宅の指定管理者制度の導入については例えば一部の金融機関、建設部門、不動産部門の中では十分な理解がないですね。一部はかなり知ってるところもあるようです。だから、そういう民間の各セクションとしては、部門としては時間が欲しいということじゃないんですか。5年ほどの時間があれば6年目から自分たちが、市がいうなら受けて立とうと、立派なビジネスチャンスということになってるんじゃないんですか。

○ 建築住宅課長

民間の方々というのはJ Aとかシルバー人材センターとかいうところしか確認はしてないんですが、今の状況では出来ない。一般のそういう不動産関係の仕事をしている業者さんには全然話しをしていませんので、そのあたりの動向というのはつかめていません。

○ 川上委員

先ほど委員の中から隠れ蓑という不穏当な発言もありましたが、反面当たっていると、つまり

住宅管理公社が5年間非公募で受け持ちますと、民間セクションがそういう体力をつけていくのを少し待つと、それまでのつなぎ役としての役目を果たさせられるんじゃないかと、こういうことになってるんじゃないんですか。

○ 建築住宅課長

現在、この管理公社を指定管理にという話しをする時点では、そういうところまでの話は考えていません。

○ 川上委員

建築住宅課長が考えてたら大変ですよ。客観的にみたらそういうことにならないかということです。それで、この公社の問題です。私は前回の会議で新たな天下り先を用意することになるんじゃないかということ指摘しました。そんなことありませんということでした。それであなた方は田川の住宅公社を調べてきてありますね。田川の住宅公社は市のOBは何人はいっていますか。

○ 建築住宅課長

今現在役員数が9名です、その中で市のOBは2名でございます。職員数が11名で、そのうちの市のOBはゼロです。

○ 川上委員

提出資料を見ますと、役員構成がありますね、この中で役員の中の市のOB2人というのは誰と誰のことですか。

○ 建築住宅課長

その市のOBが誰と誰というのは分かりません。

○ 川上委員

ここに、その他というのは4人おられますよ、これは学識経験者かも知れませんね。そうすると市のOBというふうに読めるのは無いんですよ。執行部から3でしょ、議会から2でしょ、市のOBというのが分かりにくいんですね。わかりませんか。

○ 建築住宅課長

うちOBの2といいますがその下の役員構成の中で書いています、学識経験者の理事と幹事に1名ずつということです。

(不規則発言あり)

○ 委員長

市長それはそちらで意見をまとめていってください。それと川上委員に、要点を、何でそういうことを言われているのか、要点を分かるように言って下さい。

(不規則発言あり)

それで、今言ってるのは飯塚市との関連で、おたずねをしているのですから、そここの関連はこうあるべきだからどうだということくらい言ってください。あなたは天下り先のことを言ったから、天下りが何人いるのかを聞かれているのでしょーがー

(不規則発言あり)

発言を止めているわけではありません。市長にその辺はまとめてご答弁くださいといってるのです。だから川上委員の発言を停止させてるわけでもないし、ただ、市長としては要点はどういうところか理解が出来ないからそういうところを明確にしてして質問して欲しいと主旨だろうとおもうので、それを私は言ってるだけです。

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 12

再 開 14 : 23

委員会を再開します。

○ 建築住宅課長

先ほどの委員からの質疑の内、OBの2名というのは役員のどこか分かるかということですが、名前とか言うのは勿論分かりませんが、理事の学識経験者ですかね、その1名と監事の1名だということ聞いています。

○ 川上委員

当然ながら私は国の政策の失敗によって60歳で退職するのに年金が入らないというような状況の中で再任用の努力を市がするのは当たり前だと思います。そのことと必要が無いのに機構を作ってそこに幹部級が退職後の職についていくというのはねー必要などころには必要な仕事をね、そこで能力を發揮したら言いと思うんですよ、ところがこういうふうに必要性が疑われるようなものをわざわざつくってね、そこに市の幹部がいくというのであれば、それを天降りというほか無いと思います。市民の信用を失うもとにもなりかねないと思うんです。私はこの問題をどう考えていったらいいかというと、基本的に直営で住民サービスをさらに充実するために必要な予算を投入すると、人も入れるということが大事だと思います。先ほど議論があつてましたけど、先ほど議論があつてましたけど退職される、でその人を含めた平均賃金840万円程度ですか、と民間の数字を比較してその差益というのはおかしいでしょ。その方退職すれば、若い残念ながら初任給低い、年収の低いね若い職員が入ってくるわけだから、そこの比較とかも考えないといけないわけです。それからこの優劣比較表でもね、5年間シュミレートしないとイケないですよ。保育所でもかなり乱暴なシュミレートしましたが、それでも5年、初年度、2年、3年、4年、5年というふうにもしたことがあつたでしょ。それから言えば私は、他の議員の方も言われましたけど、これについては提出された資料もずさん、議論の経過も、議案提出の経過についてもずさんということで、市長、今回は残念でしょうけど今回議案撤回する意志はありませんか。答弁求めて質問終わります。

○ 都市建設部長

この指定管理者導入にあたりまして、数多くのご指摘も受けているところでございます。しかしながら、指定管理の中では削減効果を図るという行財政の目的にしたがって、我々も前向きに取り組みをさせていただきたいと、いうふうなことでの方向性の中ではですね、公社でぜひ取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

○ 委員長

他に質疑ありませんか。

休憩 14:26

再開 14:45

委員会を再開いたします。他に質疑ありませんか。

○ 瀬戸委員

資料請求を行いたいと思います。業務内容、住宅管理の業務内容について指定管理者が出来るもの、そして直営で市の方がやらなくてはいけないもの、その辺がはっきり分かっていますので比較表を作って、資料にして出していただきたいと思います。

○ 委員長

ただいま瀬戸委員から要求のありました資料は提出できますか。

○ 建築住宅課長

提出いたします。

○ 委員長

おはかりいたします。ただいま瀬戸委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部の資料の提出を求めます。

他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。本案については継続審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案については継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「公共施設等のあり方について」を議題といたします。

はじめに質疑通告されています川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

7月22日からタウンミーティングが8月24日までの予定で開催されると聞いています。本日の質疑答弁が市民のみなさんのタウンミーティングでのお考えになることの参考になればと思いながら質問するところです。

最初に前回5月12日に4つの委員会を立ち上げているという説明がありました。その後の状況についておたずねをしたいと思うんです。まず公有財産有効活用検討委員会については5つの点で活動するのだというふうに報告がありました。すなわち、用途廃止後の有効利活用策、2点目は余裕スペースの有効利活用、3点目は移譲貸与等の条件設定、4点目は選定方法、5点目は人的財政的支援ということであります。それでこの検討委員会どういうふうに活用しておいて、どういう検討内容になっているのか最初におたずねします。

○ 行財政改革推進室主幹

公有財産有効活用検討委員会ですが、今年の3月6日に設置いたしています。委員会を1回、それからWG会議を2回開催していますが、その中では今後の作業、またスケジュール等について会議を行っています。具体的にこの施設をどうするというものまでは現時点では入っていません。

○ 川上委員

WG会議を2回開いてそこまでしか報告できませんか。作業スケジュールを確認したんですね、どういう内容ですか。それを含めてもう少し丁寧に答弁できませんか。

○ 行財政改革推進室主幹

4月17日にWG会議を開催しています。その中で具体的に事務作業内容、今後のスケジュールということで協議をいたしています。今後のスケジュールにつきましては前回の特別委員会の中でも説明しましたが、それぞれの施設ごとに実施時期等が変わってきています。例えば21年度中に結論を出すもの、それから22年度以降ということで施設ごとに検討時期が変わっています。その中で21年度中に計画するものの中身を詰めるものにつきましてはそれぞれの施設ごとに示しまして出来るだけ早い時期に検討協議をするようにいたしています。

なお、5月22日にWG会議を開催していますが、これにつきましては特に庄内支所周辺公共施設につきまして位置図等を示した中で協議を開始いたしていますが、具体的な内容までは入っていません。

○ 川上委員

2つ目の委員会、使用料等受益者負担検討委員会なんです、これについては資料5つの点を書いてありますね、検討内容について、それで12月議会にその具体化のための条例を出す流れになるのではないかと思うんですが、そのことも含めて説明をお願いしたいと思います。

○ 行財政改革推進室主幹

3月6日に検討委員会を開催いたしています。また4月17日にWG会議を開催していますが、これにつきましても作業内容の確認、それから今後のスケジュール等の確認をさせていただいています、具体的な中身については現時点では入っていません。

○ 川上委員

4月17日にWG会議をやって、それ以降これについては検討していないんですか。それともそれぞれの現課で作業を急ごうと、次は大方いつごろ集まるんだと、いつごろまでという

のがあるでしょ、それはどうなっていますか。

○ 行財政改革推進室主幹

4月17日にWG第1回を開催していますが、その後は開催していません。出来るだけ早い時期に会議を開催したいと考えていますが、具体的にいつというのは今の段階では決めていません。

○ 川上委員

今度いつやるよという日に各メンバーが手ぶらで来るわけじゃないでしょ。施設コスト計算基準の作成とか、受益者負担割合ーゴミ袋で言えば3分の1とか何とかということでしょ、減額免除の基準、利用率・稼働率の向上、当面の値上げ対象、これについて検討して集まるということになるでしょ、その辺はどういう検討を各課でするようになってるんですか。

○ 行財政改革推進室主幹

この検討委員会、それからWGにつきましては、中の委員さんの中で事務局というのを作っています。その中でいろんな先進自治体の資料とか言うのを今の段階では集めているところです。そういうものを集めましてWG会議、検討委員会会議等を今後開催していきたいと考えています。

○ 川上委員

更なる行財政改革の策定に入っていますよね、11月策定でしょ、その作業と、その中に書いてあるでしょー目標が多岐であるために内部努力はするが一部については市民の更なる負担をお願いすると書いてるでしょ。ここの委員会で検討する内容と軌を一に、当然だと思うんですね。それでそれとの流れはどういう関係になりますか。

○ 行財政改革推進室主幹

更なる行財政改革につきましては今後、今職員提案、本日まで予定してありますが、今後につきましても職員提案、市民のみなさんからの意見等を聞きながら進めていきたいと考えています。当然、この使用料、利用料等の見直しにつきましては更なる行革と平行した中で実施をしていきたいと考えています。

○ 川上委員

平行していくでしょ、それで合流していくときがあるでしょ。どこで合流することになりますか。検討委員会の検討内容の集約と、更なる行革の策定11月ーどこで合流しますか。

○ 行財政改革推進室主幹

当然、使用料等受益者負担の検討委員会それからWGにつきましては内部の検討組織でございまして。当然その中で更なる行財政改革の推進につきましても同時平行して検討していきます。最終的には11月を目処にこの施設の関係の部分、それから更なる行財政改革の部分合わせた中で11月を目処に策定をしていきたいというふうに考えています。

○ 川上委員

今から具体的なことは言いにくいでしょうが、来年度から料金改定というような場合は12月議会に条例を提出することになりますか。

○ 行財政改革推進室主幹

前回の委員会でも答弁しましたが12月を目処に提案をさせていただきたいというふうには考えています。

○ 川上委員

TMが先ほどの日程で行われますが、そのときにはこういうことを考えているんだけど、これの施設の利用料についてはどう考えるかというようなことを、具体的にTM〔で聞くということが出来ますか。

○ 行財政改革推進室主幹

個々の施設が使用料がどうなるかということにつきましては今から検討していくわけですが、

7月中旬からのTMでは間に合わないというふうに思っています。その後パブコメに倣った手法で市民のみなさんから意見につきましては募集をしていきたいというふうには考えています。

○ 川上委員

次に学校再編整備複合化多機能化検討委員会の活動状況はどのようでしょうか。

○ 行財政改革推進室主幹

3月12日に検討委員会を開催しています。4月9日にWG会議、4月22日に同じくWG会議、4月30日に検討委員会、それからWG合同で先進地に視察に行っております。5月1日に検討委員会、5月8日に検討委員会、5月20日にWG会議を開催しています。計委員会2回、WG会議が3回、合同視察が1回、それから委員会の事務局会議を1回開催いたしています。これにつきましても第1次実施計画に載っていますような中身につきまして、個々具体的に課題の確認なりスケジュールの作成等をいたしています。

○ 川上委員

11月までに2次実施計画策定ということになりますと、大体10月のはじめには遅くとも成案が必要になりますね、残るところ5ヶ月しかないんですね、どのようなテンポで考えていますか。内部的なことではなくて、市民への情報公開、情報提供、市民からの意見募集、これについてどう考えるか。

○ 行財政改革推進室主幹

今の段階でまだ内部の検討組織での協議、資料作成なり課題問題点の整理検証をしている段階であります。そういう中で各地域に入った中で市民のみなさん、保護者のみなさんのご意見はまだ聞いていませんが、出来るだけ早く内部で協議をさせていただきながら地域のみなさん方の御意見、保護者の方の御意見等を聞きながら11月を目処に第2次実施計画を策定していきたいと考えていますが、どうしても時間等が足りない場合、これは本会議でも委員会でもご答弁していますが若干ずれることがあるかとは思っています。

○ 川上委員

私の意見については住民の合意納得という点でいうと1年程度では到底足りないと、何年がかかりでもやってるところが全国的には沢山あるわけですね。こういうスピードでやると必ず失敗するというふうには思います。しかも今の段階で5ヶ月程度に成案が迫っているのに住民のみなさんからお話を聞くことも、今はスケジュールにもないと、本当ですか。

○ 行財政改革推進室主幹

現時点ではございません。

○ 川上委員

そういうことではいけないんじゃないですか。自分たちが、少しづれ込んでもといわれていますが11月なら11月、市民のみなさんから意見をお聞きするというのは早めに出さないといけない。特に来月はTMでしょ、そういった点から言うと、あまり住民を意識した仕事にはなっていないかなという印象がありますので気をつけてください。

それからPFI導入検討委員会のほうはいかがでしょうか。

○ 行財政改革推進室主幹

PFIの導入検討委員会ですが、5月11日に検討委員会、WG会議、合同会議でございますが1回開催いたしています。これにつきましても具体的な今後の事務作業について検討していますし、そのPFI事業につきましては先進事例等を現在整理検証をしている段階です。

○ 川上委員

一般的なことで言えばもうネットで一晩でも見る事が出来るわけです。国の先進事例紹介があるわけですのでそれで、導入の可否について検討するという事になっているんですね。という一般対象がみなさん方の中にはあることになるわけですね、一般対象が無いのに導入の可否をするわけ無いですからね、一般対象としては何を考えていますか。

○ 行財政改革推進室主幹

一般対象ということで具体的にはこの実施計画の中でPFI導入の可否について検討するというものを書いています、これにつきましては例えば大型公共工事等でございまして、公営住宅とか、他の先進自治体では例えば小中学校の建替えとか、耐震化補強工事とかかされてありますので大型の工事関係になってくるかとは思っています。

○ 川上委員

小中学校をいっぺんで4箇所作るようなPFI事業やったところもありますね。国が先進的だというように例を挙げてるものの中でも、実は住民の感覚からしても自治体職員の感覚からしても失敗というのもあるんですね。国はそれは先進事例と言ってるんですよ、住宅にしろ、上下水関係でもですよ。だから調査という点で言えばどの目線でみていくかということが重要だろうと思います。それで急がないというのが大事だと思います。で、金融機関とゼネコン関係は急ぐんですよ、それでみなさん方にいろんな提案をしてくるかもしれない、で、あわててね、やっていくと失敗していくということになりかねないと思うので基本的にはあまり褒められた制度ではないと思います、日本型PFIは、検討はすることはあるでしょうけど、そういうことです。

それから、次に項目です。19ページの幼稚園です。幼稚園は3園統合ということになっています。教育委員会のほうではどのような検討状況になっていますか。

○ 学校教育課長

3園統合の件につきましては、この20ページに記載しています、見直しの方向の①のとおりではございます。ただ幼稚園教育のあり方、新しい幼稚園を創造するというので、その教育内容や教育サービス及び幼保連携のあり方につきまして、飯塚市次世代育成施策推進委員会において保護者や関係者の意見を伺いながら、現在検討を重ねているところでございます。

○ 川上委員

いつ、どこでどのような話をしたかを答弁してください。

○ 学校教育課長

4月13日、27日、5月8日、20日というようにそれぞれの中で幼稚園と保育園保育所の教育内容の違いやそれぞれの魅力とは何かということで検討がありました。次に教育サービスということで預かり保育のあり方について公立幼稚園3園でそれぞれ違いますし、手続きの煩雑さもあるので、そのことについて今の共働き増加のこの時代に適合しているかどうかということについて御意見がありまして、うちで再整理をしているところでございます。また、幼保連携につきましては認定子ども園の是非について私どもとそれから委員になっていらっしゃる保護者や有識者の方々との間で協議を行いました。また、私立幼稚園、公立幼稚園の視察も計画をしているところです。

○ 川上委員

今、3園統合について関係者から批判があつて再整理をしているというふうに聞こえましたけど、そういう答弁ですか。

○ 学校教育課長

いいえ、その検討委員会の中では3園を1園にというような観点での論議はあっていません。そのことはこの調査特別委員会の中で検討すべきことだと考えています。3園がもし1園になったときにより魅力的な園を作ることも想定してのいろんな協議を重ねていただいているところです。

○ 川上委員

もし3園が1園になった場合というようなことですか。実施計画ではもうするというのではないんですか。しないんですか。

○ 学校教育課長

説明が不足して申し訳ありません。先ほどの次世代育成施策推進委員会におきましては教育内容や教育サービスのあり方について検討する機関として位置づけておりまして、3園を1園にというような内容の論議はその中ではしていません。

○ 川上委員

えっと、このあなた方が、私は反対したんですよ3園統合には、旧飯塚の統合について総括も十分にしないでね、闇雲な3園統合というのもないでしょうという指摘もしました。でもあなた方実施計画の中で3園は再編整備を行い1園とすると書いてるでしょ、この方向性についてあなた方はどういう検討をして、進めているのかと聞いたんです。教育委員会が。

○ 学校教育課長

その3園整備のあり方に伴いまして、その後の保護者の利便性等を考慮しながら移転統合を含めて設置場所、それから間を飛ばしまして幼保連携等があります、その点について今移転統合先それから幼保連携のあり方、それについて内部で検討しているところでございます。

○ 川上委員

ここで21ページに書いてるあなた方の実施スケジュールね、20年21年は検討になってますでしょ、22年決定になってるでしょ、これはどういうふうに読んだらいいんですか。22年度末までに決めるという意味ですか、21年度で決めて22年は実施の方向ということですか。

○ 学校教育課長

20年21年度で検討いたしまして22年度までには決定をするということでございます。

○ 川上委員

じゃあ実施はいつの予定ですか。

○ 学校教育課長

検討結果を踏まえまして、実施時期も併せて決定するように考えてます。

○ 川上委員

じゃあ次に22ページの給食センター、自校方式給食調理場ですね、おたずねしたいのは給食センターではなく自校方式の調理場の民間委託、庄内で最近に進めたわけですが、今後の実施についてはどういう検討をされてるかおたずねします。

○ 学校給食課長

現在検討中でしてまだお示しできるような実施計画は策定できていません。

○ 川上委員

学校給食課として最近検討したことはないんですか。

○ 学校給食課長

課内においては常時検討はさせていただいています。

○ 川上委員

実施計画ではね、例えば23ページの見直しの方向の①なんですが、自校方式の給食調理の民間委託については平成20年度末までに方針を策定し計画的に実施すると書いてありますね。どういう方針を策定したのか、そういうところをききたいですね。

○ 学校給食課長

人員の配置、それに伴いまして自校方式の給食調理員の退職だとかそういったものを勘案して実際にいつからやるかということを検討していきたいと思っています。

○ 川上委員

あなた方の発想からいうと、調理員の退職の年限がどういうふうに推移するか、それから施設の老朽化はどういうふうに推移するか、そこだけじゃないでしょうから学校全体の建て替えとかそういうことも出てくるでしょうけど、この学校再編建て替え問題が片付かないと、これは、計画が進まないですか。

○ 学校給食課長

そういうことではございません。出来るところから検討したいと思っています。

○ 学校給食課長

只今検討中ですのでお示しできる実施計画は策定できておりません。

○ 川上委員

そんなことはないでしょう。教育委員会で学校の名前を挙げて検討してるはずですよ。その学校の名前を聞かせてくださいといってるんです。

○ 学校給食課長

繰り返しの答弁になって申し訳ありませんが、只今検討中ですのでお示しできる計画はございません。

○ 川上委員

議会としてはここでこの問題については調査するという事になってるんです。この公共施設等特別委員会ですということになってるんですよ。そこであなたがそういうふうにご答弁しないと議会が活動できないですよ。答弁してください。

○ 教育部長

公共施設のあり方に関する第1次実施計画の中では自校式の給食調理の民間委託については20年度末までに方針を策定し一計画的に実施するというふうにご記載されています。最初に学校給食課長がお答えしましたように、20年度末では策定いたしておりません。この計画の中では基本的にはいわゆる現在直営のものをどういった計画一方向性をもって民間委託を検討していくということになってはいますけれども優劣と申しますか、順番と申しますか、そこまで計画は出来ていないのでご了承いただきたいと思います。

○ 川上委員

平成20年度末までに方針を策定と書いてるでしょ、どうして出来なかったんですか。

○ 教育部長

20年度末に庄内小学校を委託化したしまして基本的に検証をやってみようということを考えていますので、もうしばらく時間をいただきたいということで20年度末ではできていなかったということでございます。申し訳ありません。

○ 川上委員

おかしいんじゃないですか、この実施計画策定は2月じゃないですか、この文言を書いたときにあなた方は庄内小の検証をしないと計画は立てないというふうにご記載してあるんですね。で、心と違うことを文章としておるといふことなんですね。そうですか。

○ 教育部長

2月の時点では3月末までに計画を策定したいと考えてはいたしましたが、現実的には出来ていないことで申し訳ありません。

○ 川上委員

そういうことを聞いていないんですよ。考えと違うことを文書にして自分たちでまとめると、議会にも提出するという事になっておったのではないかと聞いたわけですよ。

それで、学校給食の調理場の民間委託については急ぐべきではない。基本的にはやめるべきだと思ってるんですね。これについては本論の議論も別の機会にしますが、学校給食については偽装請負の危険性がいつも付き纏うんです。だから一分からない表情をされましたね、分からないんですか。

○ 教育部長

派遣の関係をいわれてるのかとは理解しています。

○ 川上委員

全国的に指摘のあるところなんですよ。ですから勿論教育としての学校給食の観点でひとつ

ひとつ考えていくのは大事です。同時に法を犯しているかも知れないという問題も十分に考えていただきたい。これについては別の機会に指摘もしますが、こういう状況の中で23ページの下のことがあるわけですね②のことが、学校施設の積極的な利活用の観点から需要が見込まれる場合は多機能化について検討を行うと、これについては3月までに皆さんとは議論したつもりです。小田部長も聞かれてたとは思いますが、前任者とはかなり議論したつもりです。違和感が非常に強い。

次に、図書館、公民館図書室なんですが、そのうち穂波図書館と穎田図書館についておたずねします。穂波図書館の考え方について確認しておきたいと思います。

○ 生涯学習課長

穂波図書館においては平成21年度中に廃止し、穂波公民館図書館にすることになっていましたが、請願が採択されたことを受け、平成21年度に再度利用者やボランティア団体の意見を聞いてその方向性を定めることとしています。

○ 川上委員

今請願が採択されたことを受けてといわれましたか。どの請願のことか分かりませんが、議会が採択した請願は穂波、穎田も含めてきちんと条例上図書館として位置づけて他の中央図書館、筑穂、庄内と併せて充実していくべきだという内容なんですよ。あなたが今請願を受けてというのであれば、白紙から考えるみたいなことにはならないんですね、だから議会があげた請願は受けなくて、こういう実施計画を作ってるんでしょ。違うんですか。

○ 生涯学習課長

その内容を尊重したということで平成21年度にその方向性について利用者の方とかボランティアの方の意見を聞いてその方向性を定めるということです。

○ 川上委員

議会が全会一致で採択した請願の方向で考えておるといっていいことですね。

○ 生涯学習課長

充実を図るという意味では別の意味ですがー

○ 川上委員

意味がわからないので再答弁をお願いします。

○ 生涯学習部長

12月の議会では全会一致で図書館の平準化ということで採択されています。その後第1次の実施計画が2月に決定いたしましたので、その中で図書館の今後のあり方について利用者の方やボランティアの方と話を聞かせていただいて、今後のあり方について検討することにしてありますのでそのことにつきましても6月1日にいろんな団体、6団体のボランティアの方と話し合いをさせていただいています。いろいろ今後のことについてはさらにお話を聞いた中で方向性を示していきたいと考えています。

○ 川上委員

じゃあ、課長が先ほど議会が採択した請願の内容に沿ってやってるのは事実と違うでしょ、部長の答弁はそれはそれ、実施計画は実施計画っていう答弁じゃないですか。だから尊重するというのであれば利用者ボランティアの方々に聞くときの態度があるでしょ、直前になって自分たちで案内をかけないで利用者を集めてくれとか言って、そして聞かせてくださいとっていった割にはメモも取らない、頷いてるけど、そこで聞いた内容は誰にどのように報告したんですか。

○ 生涯学習課長

今部長が言った6月1日の1回目の説明会ですが、行政からは飯塚市の公共施設のあり方に関する第1次実施計画の図書館の部分を抜粋して実施計画の内容とか逼迫した市の財政状況についての話をしていただきました。また、図書ボランティアの方々からは図書館としての

現状のままの存続を望む意見が出されまして、1回目ということもあって双方の意見交換会というふうに感じています。

○ 川上委員

メモも取らないでどういう内容を誰に報告したのかということを知りたいんですよ。

○ 生涯学習課長

出席したのが私と担当係長2人で、意見の交換中だったのでほとんどメモはとれませんでした。記憶にある部分について部長に報告しました。

○ 川上委員

利用者、ボランティアの方々みなさんから急に呼ばれたんだけど時間をやりくりして集まられたわけですよ、一生懸命思いを語ったわけですよ、メモもとらない、それが意見交換会とか書いてないですよ、意見を聞きながら書いてるじゃないですか、意見交換会をしますとか言いましたか。意見を聞かせてくださいといったんじゃないですか。だから、部長ね、メモもとらないで口頭で報告する、そういうやり方をあなたは指示してるんですか、日常的に。

○ 生涯学習部長

そういう指示はしていません、今回そういうメモを取らなかったということは今後、お話しする機会には記録をしていきたいと考えています。

○ 川上委員

大体あなたも出席する予定じゃなかったんですか。

○ 生涯学習部長

はい、私も含めて3名で出席する予定でしたが、別の所用がございまして出席はしていません。

○ 川上委員

だったらね、言うまでもないことだけど、市民のみなさんから意見を聞くという場を設定したわけですよ、メモが無いというのはありえないですよ。メモがあるですよ。だからそのメモを資料として提出してください。委員長取り計らいをお願いします。

○ 生涯学習部長

先ほど6月1日の時点での、課長から報告を受けましたが、実際メモはとっていません。それで、話しを聞いた中で要点を私の方に口頭で報告があったということでございますのでよろしくをお願いします。

○ 委員長

執行部におたずねしますが、川上委員から要求のあった資料は提出できますか。

○ 生涯学習部長

記録がありませんので提出できません。

○ 委員長

提出できないということですがご理解いただけますか。

○ 川上委員

資料が無いというのは信じがたい。だから情報公開条例でもあなた方が手帳に書いたことでも情報公開対象になるんですよ、委員会に出せる資料が一切無いということがありますか。1行でも2行でも書いてることがあるでしょう。ないんですか。

○ 生涯学習課長

メモといわれましても出席団体名と出席者のお名前くらいしか記録をとっていませんでしたので、内容については記載していません。

○ 川上委員

じゃあ、それを出して下さい。

○ 委員長

執行部におたずねしますが、川上委員から要求のあった資料は提出できますか。

○ 生涯学習課長

今お答えした内容であればありますが。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 32

再 開 15 : 44

委員会を再開いたします。

おはかりいたします。只今川上委員から要求のありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。資料の準備が来ていますので事務局に配付させます。

○ 川上委員

今配付された資料、市長も見られていますかね、くどいですが、議会が全会一致で採択した請願があると、一方で市としては教育委員会としては利用者、ボランティア団体等の意見を聞きながら再度検討を行い方向性を決定すると、その第一回目の会合を急遽もったわけでしょ、その記録がこれです。だからあなた方が議会の行為をどの程度尊重しているかも表れているし、同時に市民の意見をどのように扱っているかもここに表れていると思うんですよ、そう思いませんか田子森部長。

○ 生涯学習部長

生涯学習部としましてもそうしたボランティアのみなさんの気持ちは十分理解しています。今後こういうことの無いように徹底して意見交換をやってまいりますのでよろしく願います。

○ 川上委員

みなさんの気持ちは十分承知しているといわれましたが、どういうふうに承知してるんですか、中身は。

○ 生涯学習部長

この会を持つ前にいろいろ子育てのお母さんたちがどのように図書館の中で活動したいということは、この実施計画が出来る前からお話しは聞いています。それで今1市4町の中で図書館、図書室がありますが、そういう子育ての中で読み聞かせをする場というのをもう少し充実していく必要があるというふうに感じています。そういうことからもう少しご意見を聞きながら図書館、図書室のあり方を方向性を決めていきたいと思っています。

○ 川上委員

だからあなたはこの市民やボランティアの気持ちは分かっていないわけです。図書館条例の図書館として存続充実してもらいたいというのが願いであり、要求ですよ。それをあなたの部下たちに死にもの狂いで訴えられてるわけなんです。本人から聞きましたから。はっきり言ってけんか腰で訴えられたでしょ。それがあなたに届いていないんです。文書書けば通るというものではないけれども最低限の努力じゃないですか、それが足りない届いていない。利用者、市民の思いが。聞くといいながら。教育長よく聞いていてください。こういう仕事をあなたの部下はしているわけです。それであなた方はもし穂波図書館を廃止する場合にどういうスケジュールになりますか。

○ 生涯学習部長

現在のところまだ具体的なスケジュールというのはお示しするところまで行っていません。まだ1回しかお話しを聞いていませんのでこの議会が終わり次第、またボランティアの方々と

2回、3回でもお話しをさせていただき姿勢はとっていますので、その状況をみてそういうところを決めていきたいと思っています。

○ 川上委員

44ページみますと21年度で決定となってるでしょ。そうすると条例の改正案を出さないといけないでしょ、いつ出すことになりますか。

○ 生涯学習課長

穂波図書館については21年度でその方向性を決定するという事になっていますので、その方向性を21年度に決定したいと考えています。

○ 川上委員

その方向性の決定ということになってくると何をもって決定となるんですか。条例を改正することで決定じゃないんですか。

○ 生涯学習課長

市民の方とかボランティアの方とかそういう方のご意見を聞きながらその方向性について決定していきたいと考えています。

○ 川上委員

部長ね、だから決定というのは何をもって決定となるのかと、私はあなた方が条例の別表から穂波と穎田を削除する、そういう改正案を議会に提出する決意をしたとき、それが決定だと思うわけですよ。それはいつかと聞いたんですよ。

○ 生涯学習部長

先ほど申しましたように今年度に方向性を決定する中で時期というのはまだ、話しが早く済めば本年の12月ということも考えられますし、時間的に足りない場合はまた他の時期に条例を出したいと思っています。

○ 川上委員

次に53ページに体育館があります。体育館については方向出してスケジュールも出てると思うんですが、どういうスケジュールを今後考えられてるのか、大まかでも構いません出してください。

○ スポーツ振興課長

体育館につきましては存続するものにつきましてはそのまま。あと検討するものの中にB&G体育館につきましては武道場も兼ね備えた多機能施設として利活用策を検討するという事になっています。これにつきましては19年度の使用状況につきましては各競技団体の把握をしています。現在20年度の競技団体について資料作成をしているところでございます。22年度を目処に方向性と考えたいということで考えていますので、今資料作成をしながら各競技団体がこういった形で置かれてるのかという部分を踏まえて多機能施設としてB&G体育館が使えるかどうか、また武道場につきましてはどうかという部分を検討していきたいというように考えています。

○ 川上委員

59ページの武道場についてです。県立武道館を飯塚市が旧嘉穂総合高校跡に誘致したいという要望書を出されているようであります。一方市の穎田、穂波などの武道館のあり方も検討してきていたところですが、この県立武道館の誘致と市の武道館のあり方、どういう関係、どのように捉えておられるのか。

○ 総合政策課長

今回県のほうに提出しました、県立武道館の誘致につきまして、県立武道館につきましては全国レベルの大会が出来るような大きな施設と考えておりまして、市で持っています武道館とは別個のものと考えています。

○ 川上委員

県立武道館が仮に出来た場合、穂波、穎田の武道館が老朽化して使えないというときには市民が日常的に県立武道館を使えるようになるのかどうか、関心があるわけですがどうでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 54

再 開 15 : 56

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

県立武道館要請されたということで、できるかできんかわからんですよね、しかし飯塚市としては是非作ってもらいたいということで要望書まで出したわけですよ。その市長が出すときに市の穂波と穎田の武道館老朽化してどうするかということを考えてるとというのが一方であるわけですね。そのときに県立武道館誘致要請するときに、今の市の武道館を使ってる方々が県立武道館が出来たときに日常的に使えるものとして要請した意識があるかないかを聞きましょうか。

○ 企画調整部長

今回県立の嘉穂中央高校の跡地に県立の武道館の建設誘致というような形で陳情書それから市長からの要望書を提出いたしております。これの経緯につきましては、今飯塚市内、県の武道関係者の方々から今福岡市にございます県立福岡武道館がかなり老朽化しまして、なおかつ駐車場が全く無いということからして大変不便であると。それからいわゆる全国レベルの武道大会等々を開催するにもあちこちの施設を利用しながら全国大会レベルの武道を開催しているというのが状況であるというようなことで飯塚市の方にもそういうお話を聞く機会がありましたので、それならばいわゆる県立嘉穂中央高校の跡地については飯塚市が将来にわたっての浮揚発展のために大きな鍵を握る跡地であるということ踏まえまして、ならば県立の武道館をこの跡地に誘致したらどうかということ市内の武道関係者、体育協会の関係者、さらには福岡県の武道関係者の会長さん等々にご相談を申し上げたところそれは大いにいいことじゃないか、賛同しますよというようなご返事をいただきましたものですから早速福岡県知事と県議会議長あてに団体からの陳情書及び飯塚市長からの要望書を提出した次第でございます。従いまして今ご質問者がこのあり方の実施計画のいわゆる穂波の武道館、それから穎田の武道館との関係性はどうかというようなご質問でございますけど、これはちょっと別の話しであるということを考えています。

○ 川上委員

これは出来るか出来ないかということと、穂波、穎田の武道館のことは別のことと。ということはここの武道館日常的に使ってある方々が県立武道館が出来ても使えるかどうかかわからないということになりますね。

72ページの野球場なんですけど、健康の公園事業の見直しが始まっていると思います。それとの関係を前提にお話しを聞きたいと思いますが、穂波と筑穂の野球場についてはどういう流れになっているのかおたずねします。

○ スポーツ振興課長

穂波、筑穂につきましては、この実施計画にもありますように、公の施設としてそのまま存続させていくということでございます。

○ 川上委員

だから、管理運営形態についての変更のスケジュールはどうなってますか。

○ スポーツ振興課長

穂波野球場、筑穂野球場、公の施設ということで指定管理者に、22年度から制度を導入す

るという方向で考えてます。

○ 川上委員

条例事項になりますでしょうか。いつ頃が目処になりますか。

○ スポーツ振興課長

条例改正につきましては、3月議会で既に採決されております。

○ 川上委員

すいません。実施、来年の4月から実施になるわけですか。

○ スポーツ振興課長

来年4月からということ考えています。

○ 川上委員

一方、健康の森公園事業では、大型野球場計画がありますね。これについては、どういうことになるか、この間ずっと尋ねてきておったけど、明確な答弁がないままだったと私は思ってるんですよ。それで、今の段階で、どのようにお考えかお尋ねします。

○ 総合政策課長

言われるとおり、目尾の振興計画の中に野球場の建設が計上されております。これにつきましては、3月議会の代表質問でもお答えしたと思いますが、この野球場をどうするのかということも含めまして内部の検討委員会及び地元の代表者に入っていただく検討委員会を設置いたしまして、検討していきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

そこまでは答弁もあって承知してるんだけど、その後の話を聞きたいわけですよ、どうですか。

○ 総合政策課長

今の段階では、まだ内部の方で委員会設置前の検討をしているという状況です。

○ 川上委員

検討委員会というのは、内部でない地元の代表者と言われましたけど、そういった地元の代表者に来ていただく検討委員会というのは、野球場のことだけではないでしょう。全体的なことでしょうか。野球場のことだけですか。

○ 総合政策課長

野球場も含めました健康の森公園整備の関係でございます。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:03

再 開 16:04

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

それで、今後の検討委員会の立ち上げだとか、結論を得るまでのスケジュールをお聞きしたいと思います。

○ 総合政策課長

そのスケジュール等につきましても、現在内部で検討しておる状況でございます。

○ 川上委員

では、それについては、何か喋りにくいことがあるようですので、また別の機会にお聞きしましょう。

それから88ページ、関の山いこいの森なんですけど、実施計画の検討状況ということですか。それで、廃止条例提出の時期はいつになりますか。

○ 中央公民館長

関の山いこいの森の廃止条例につきましては、前回の委員会のおりにもご答弁申し上げておりますように、12月を目処に上程してまいりたいと考えております。

○ 川上委員

あれだけ批判が高まっているので、あったので、再検討されたかなと思ったんだけど。それで、5月の時にも聞いたんだけど、キャンプ場の利用状況は前年と比べてどうでしょうか。それから、併せて宣伝を強化しておるといったことだったけど、宣伝の効果についてはどういうふうを受け止めておられるかお尋ねします。

○ 中央公民館長

利用状況については、前年並みということで推移しております。また、PRの影響と言いますか、効果と申しますのは、取り立てた効果はすぐには出ていない状況でございますが、PR、広報啓発といたしまして12地区公民館、4つの支所、文化会館、筑豊ハイツ、22の小学校、12の中学校などの53ヶ所にポスターあるいはチラシ等を配布、掲示いたしまして広報をいたしたところでございます。

○ 川上委員

ちょっと硬いですね。広報啓発とか言われて、ちょっと行ってみようかという気にはなかなかならないですね。現地に行ったら緑に囲まれて、広報とか啓発とか言葉は似合いませんよ。お知らせとか、何とかキャンペーンとかね、人がもっと来たくするような話をしてもらったらどうですか。何か企業のほうで、あそこを買いたいというような話もあったりしてるんですけど、売る訳にはいきませんが、企業に行って、互助会とか共済会とかいろいろあるでしょう、市の組合とかにも行ってね、使ってくださいと歩いて行くようなことは出来ませんか。そうすると、利用者が伸びるんじゃないですか、どうですか。

○ 中央公民館長

今後とも、出来るだけお知らせ等にごんばってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

7月キャンペーンとか8月キャンペーンとかなるでしょう、時期的には、シーズンですから、だから思い切って担当課として工夫されたら、かなり効果が上がるんじゃないかと、いい所だと思いますよ、雨とそういうのは気を付けないといけないでしょうけど。それで、跡地等の利活用策について、まとめないといけないという矛盾した仕事がある方にはあるんですね。そのスケジュールについては、どういうふうなかたちになってますか。

○ 中央公民館長

跡地の利活用策につきましては、行革本部のほうで公有財産の有効利活用検討委員会が3月に立ち上がっておりますので、それを受けまして課内におきましてワーキングを立ち上げております。まず、4月17日に行革本部の第1回ワーキングが開催されております。それから、5月7日には課内のワーキングで関の山いこいの森の跡地利活用策について協議を行っております。それから、5月22日には行革本部の検討委員会ということで、関の山いこいの森の今後の利活用策につきまして、あらゆる角度から売却あるいは移築あるいはまた譲渡、様々な角度から今現在情報収集協議を行い、検証を行っております。今後におきましても、かなりワーキングを随時開催いたしまして、たたき台を作ってまいりたいと考えております。

○ 川上委員

この跡地を売却も含めて利活用という場合、この土地の取得の経過について調べておく必要が当然にあると思うんですよね。調べておられますか。

○ 中央公民館長

分かる範囲は、調べておるつもりでございます。

○ 川上委員

どのくらい遡るかということもあろうかと思いますが、その分かる範囲のところを聞かせてください。

○ 中央公民館長

平成6年に関の山の建設が行われております。土地につきましては、一部当時の庄内町が平成3年に6筆買っておるといところまでは、現在調査しております。

○ 川上委員

その程度しか把握していないんだったら、跡地利用は出来ないですね。条件付きで取得している場合もあるでしょう。関の山いこいの森の建設のために、譲りましょうというようなことがあるかも知れませんね。だから、もう少し遡って全面的に土地取得の経緯については把握しないと、跡地利用については、ましてや売却というような話にはならないと思うんですが、全面的に調べてみる気はありますか。

○ 中央公民館長

今現在、庄内支所等の文書倉庫を調査中でもございます。そのあたりの経緯につきましては、今後調査して明らかにしてまいりたいと考えておるところでございます。

○ 川上委員

94ページの保育所跡地ですね。跡地は、今どういう状況になっていますか。

○ 管財課長

20年1月の調整委員会において、普通財産となっております。

○ 川上委員

行政上はそういうことなんでしょうけど、草が生えておるとか、きちんと危なくないように囲んでおるとか、軟弱地盤のところはどうしておるとか、そういうところが分かればと思いますが、どうですか。

○ 保育課長

管財課長の方から答弁がありましたけど、普通財産になっておりますけど、保育課といたしまして草刈等の管理につきましては、保育課の方にまかされておりますので、旧穎田第1保育所、旧第2保育所につきましては、施錠いたしまして、私の方で草刈等の管理を行っております。

○ 川上委員

そういう状況で、そうすると単独で売りに出すということにはなっていないんですね。

○ 管財課長

単独でということも考えておりますが、平成21年度中に決定するというところでございますので、また一般競争入札をするなり時には、調整委員会等にはかり、また財産管理審議会等にもはかって売却の決定をしたいと考えております。

○ 川上委員

地盤が悪いところの部分については、何か手当を考えていますか。

○ 管財課長

いえ、第1保育所の件ですが、地盤が軟弱ということでございますので、すぐに売り出せるかどうかということについては、ちょっと時間が必要だと考えております。

○ 川上委員

そこに工業団地つくるわけにはいかないですから。

次に、116ページの保健福祉総合施設についてお尋ねします。入浴時間が、穂波と庄内ハーモニー、拡大というか元に戻ったと聞いております。前回、いろいろお話をお聞きしたところですけど、最終的にどういう判断なのかお尋ねしたいと思います。

○ 社会・障がい者福祉課長

前回の委員会で質問に対しまして答弁いたしましたとおり、時間短縮の原因が要因といたし

ましては燃料の高騰によることに伴いまして昨年10月から時間の短縮を実施したわけですが、今後は公の施設の見直しに伴いまして施設の開館時間等を見直し短縮等も想定されることから、仮に今回戻してもまたすぐに短縮になってしまうという、そういうことも懸念されるため住民方の混乱を防ぐために若干内部でそのへんを注意して検討してまいりましたが、最終的にはやはり元々の燃料の高騰による原因が解消されたということで、一旦は元に戻すということで今回解除いたしております。

○ 川上委員

最近の中では久しぶりに良い姿勢だなど、ただこの事が今後入浴施設の充実を図る方向にすぐに向いたかと言うと、先ほど課長の答弁もありましたけど、119ページの④なんですね、穂波と庄内の浴場については、開設時間の短縮や廃止等について地域住民等の意見を聞きながら検討を行うことが必要であると、それで時間の短縮だけではなくて、廃止という二文字がどうしても離れないわけですね。それで、どうしてかと言うと、この閣議決定というのがあるわけですね。はたして、民間の入浴施設と市の総合福祉センター内の浴場が本当に競合するのか、競合しないと私は思うんですよ。それで、福祉総合センターの入浴施設の機能の位置づけとしては、どういう位置づけになっているのかお尋ねします。

○ 社会・障がい者福祉課長

保健福祉総合センターが、市民の健康増進及び保健意識の向上を図り、総合的な福祉サービスを提供することを主な目的といたしております。また、その手段といたしまして、多目的ホール、トレーニング室、浴場、調理室、研修室などを設置して総合的な福祉サービスを提供いたしております。ご質問の浴場の約割といたしましては、高齢者や障がい者等を含めた市民の健康増進及び保健意識の向上を図る上での総合的な福祉サービスの一つと考えております。

○ 川上委員

ということは、単なるお風呂じゃないよということなんですね。健康増進だとか、そういうことがあるわけです。だから、民間のお風呂があまり近いところには実は無いんだけど、遠いところにある民間の入浴施設と競合するというような理屈立てで廃止が検討されるようになってるんですね。ここは大変な矛盾だと思うんですよ。住民の要求とも違うわけですから、私としては是非廃止は止めて、むしろ育て上げる、そういう姿勢で臨むべきではないかと思うんです。これについては、どういうふうにお考えでしょうか。

○ 社会・障がい者福祉課長

市の施策といたしまして、市民の健康増進を目的とする保健福祉総合施設といたしましては、民間とは競合しないとは考えておりますが、その中の浴場だけの利用となりますと民間の浴場と競合するものと考えております。保健福祉総合施設の浴場につきましては、第1次実施計画の見直しにあたっての考慮すべき事項の一つとして時間短縮や廃止等について、利用者や地域の意見を聞きながら検討する必要があることといたしておりますが、これは先ほど委員も言われましたように、施設の見直しの基本方針といたしまして国の民間と競合する公的施設の改革を踏まえて、廃止や民営化を含め検討する必要があるといたしたものでございますが、またこの浴場につきましては、その実施計画の中にも書いておりますように利用者や地域の意見を聞きながら検討を行うことが必要といたしておりますので、決して廃止を前提としたものではございませんので、その点のご理解をよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

廃止を前提にしてないのであれば、何をこだわる事があるだろうかと思うんですね。この廃止の二文字は、短縮もあまりよろしくないけど、今度戻しましたからね、廃止は削るべきだと思います。そこでちょっと提案なんですが、共産党はずっと競合しないと言ってるでしょう。皆さんは、絶対に競合すると言ってるんですね。なぜかと言うと、国が言ってるからということで。それで、机上の空論しても仕方ないでしょう。それで、行政の責任でどの程度、どのよ

うに競合しておるか調べる事にいたしませんか。共産党は共産党で独自に調べてみようと思います。その結果をつき合わせて議論しましょう。どうですか、市長。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 16 : 23

再 開 16 : 38

委員会を再開いたします。

○ 社会・障がい者福祉課長

ご質問の民間との競合ということにつきましては、実施計画の見直しにあたって考慮すべき事項の中で、民間施設との役割分担や利用実態等を総合的に整理し検証することといたしておりますので、利用者等のアンケートをとって検討してまいりたいと考えております。

○ 川上委員

出来るだけ早く、実態に基づいて話が出るようにしたいと思います。それから、入浴施設についてはコミュニティバスの充実のこともありますが、実は昨年来タウンミーティングで伊岐須にも入浴施設が欲しいという要望が繰り返し出ておるんですが、これについては市長はどのように受け止めておられるかお尋ねします。

○ 社会・障がい者福祉課長

タウンミーティングのほうで、平成19年度と思いますけど、二瀬地区の中で伊川で社会福祉協議会が運営しております伊川の里二瀬地区、これは福銀跡地近く付近ということですが、これに持ってくればお年寄りの方が行くのにも助かるし、利用者の方も増えるのではないかとこのご意見があったことは承知いたしております。その旨を社会福祉協議会の方にも一応伝えておりますけど、社協といたしましても現在の伊川の里、年間1千万円以上の赤字であり、また移設や新設するにあたって、多額の経費を要する事から現実的には困難であるということ聞いております。

○ 川上委員

地元の方々もいろんな角度からの要望ということもあると思うんですが、公的施設が望ましいけども、それにはあまりこだわってないと、高齢者が引き続き元気で日々を過ごせるように、入浴施設の役割は大きいので、是非検討してもらいたいと思います。公的施設課か民間かとは問うてないというようなふうに私は受け止めておりました。引き続き、私の方も検討していきたいと思っています。

それから、委員長、市立病院と市営住宅については、取り下げをしたいと思います。193ページの地方卸売り場については、もう少し時間の取れるときにとっておりますので、今回取り下げさせていただきたいと思います。そこで154ページの清掃工場についてです。管理運営費の見通しについてお尋ねをしたいと思います。現在ですね、管理運営費の縮減のために取り組んでいる主な点はどのような点か、お尋ねいたします。

○ 環境施設課長

お答えいたします。クリーンセンター等の経費削減でございますが、基本的に安定稼働が一番大事でございます。環境施設課内に省エネ対策委員会というものを設けております。これにつきましては、運転管理いたしております所長、日鉄環境プラントソリューションズの所長、それから技術管理者、それから私を含めまして、課長、課長補佐、それから前期主任技術者、それからボイラータービンの技術者等々をですね、毎月1回安定稼働に向かって協議を行っております。それから毎日ですね、基本的にどういうふうな安定稼働をやっているのかということ現場のほうと協議しながらやっている状況でございます。

○ 川上委員

安定稼働だけ言われましたけど、安定稼働とダイオキシン発生抑制の運転の仕方とはですね、

たぶん矛盾しないと思うんですよね。熱をあまり下げないと。通過点をあまり作らないということでしょう。ダイオキシンが発生する温度帯を上げるにしても、下がるにしても通過しないと。それを上回っておくことが大事ってことでしょう。でそれは、今言われた管理運営費の縮減のための安定稼動と一致する面が大きいだろうと私も思います。それとももちろん関連するんですが、燃料としてのコークス、それから灯油、それから電力、水、それから薬剤、他に主なものはありますでしょうか。そうしたことについては、節約というのものもあるでしょうけど、単価を下げるというようなことについてはそれぞれどうゆう努力をされておって、どうゆう結果が出ておるかお尋ねいたします。

○ 環境施設課長

一番安定稼動に向かいます、燃料の使用料、特にコークスでございます。コークスにつきましては、平成19年度から平成20年度に向かいます、社会経済情勢の中で平成19年度がトン当たり約33,000円と平成20年度につきましては、飯塚市につきましては69,000円、それから去年につきましては9月段階で約10万円というところもございました。その中で実際に我々現場に行きまして、どうゆうふうな状況の中でコークス等々についてですね、やっておられるのかと現地調査しております。そうした形の中で、現在社会経済状況の低迷化によりコークスの値段が下がってきております。コークスの値段が下がってきております。実際に、今年度につきましては、毎年、年度間契約をしたわけなんです、今年につきましては半年間という社会経済情勢を見ようということで、今年度につきましては約31,605円という形の中で落札しております。それから、灯油代とかにつきましては、なかなか今後ですね、どうゆうふうな安定稼動に向かってですね、今から先、夏場、それからにつきましては水分が多いか、の条件もございますので、基本的にコークスについてはそういう状況でございます。

○ 川上委員

灯油、電力、水、薬剤については大きな、縮減のための大きな要因にはならないというお考えですか。

○ 環境施設課長

燃料費につきましては、コークスが一番主なものでございます。灯油につきましては先ほど、安定稼動に向かいます燃焼室の温度が800度以上を保つために使っております。基本的に一番大きな、安定稼動に向かって、一番経費を使うのはコークスであります。あと、水につきましても安定稼動に向かって年度間というのは、あまり多少変わらないのではないかと考えております。

○ 川上委員

そうすると、コークスは当初予算では1億5,000万円組んでましたから、単価半額ということで、このまま推移すれば7,500万円浮くという計算になりますね。どうですか。

○ 環境施設課長

コークスにつきましては年間約、先ほどご答弁申しましたように当初予算額から半分ということで、まあそのまま年度間の2,100トンほど考えておるわけなんです、そのまま推移いたしますと約6,400万円程度減額するという形になります。

○ 川上委員

単純に単価に2分の1をかけるわけにはいかない。ということですか。6,400万円浮く計算と、それを確認します。それからよく考えてみると、ゴミを減量するというのがですね、管理運営費の縮減にどういう影響を与えるかと、貢献するかというふうに思うんです。普通に考えるとゴミ減量が進むと管理運営費が減るのではないかと、思うんですよ。ゴミが足りないのでコークスをもっと炊かないといけないと、熱を保つためにあるのかなのか、よく分かりませんが、それで先だって4月のゴミ処理量を前々年度と前年度と今年度、4月、3カ年

度の同月比調べてみて気が付いたんですが、一月で400トンほどですね処分した量が減っているんです。もし、5月お聞きして調べてみようと思うんですが、400トンほど前年同月で下がっているということになりますとね、年間4,800トンほど下がるということになるんですね。減量になると。でこの量はどのくらいかという清掃工場としては年間5万トンから下へ4万8800トンぐらいでしたから、一割減ぐらいなるんですね。ごみ量が。そのとおりということであればですよ、そうすると6,400万円にですね9分の10をかけた数字が浮くお金になるのではないかと思うんです。このようにその他の分野でもよくよく考えてみると、ゴミ処理経費、管理運営費はかなりの額まで縮減するのではないかというふうに思うんですけど、6,400万円以上ですね、縮減する可能性が今年度はあるのではないのでしょうか。どうでしょうか。

○ 環境施設課長

先ほど今年度のゴミ処理経費という形でございますが、基本的に先ほど言われました、4月、5月と申しますのは、特に4月と申しますのは前年度のゴミが残っている状況で、1炉稼働、2炉稼働とそれぞれ年度によって変わります。年間どのくらい処理したかということによって、年度間の処理経費が固まるという考え方を持っております。例えば、平成19年度であれば約28,271トンと、年間でございます。それから、先ほどお話ししましたようにそれぞれコークスの値段につきましても、平成19年度とあまり変わらないような状況となっております。その中でできるだけ、安定稼働、特にコークスの使用料ですね、今削減するという形の中で、現場と協議しながらですね、やっているという状況と、それから発電効率等々をですね、高めることによりまして、受電の、九電から売電しているわけなんです、それが少なくなっていると。年度間した中で実際に、平成20年につきましてはコークスの料等が、価格が増加しておりましたが、平成21年につきましては平成19年度ベースぐらいではないだろうかと考えております。

○ 川上委員

まあ色々、あまり過大に見ると、縮減幅を過大に見ると失敗するといけないと思うんだけど、例えば4月400トン減量していると、数字上ですよ。1トンあたりの処理費用が19,000円と言いますから、前年同月との関係で言えばですね、4月だけで760万円安く上がっていることになるんですよ。それで、当然とは思いますが、ごみ減量が管理運営費縮減にも大きく貢献するということがあると思いますので、努力をする必要があると思います。6月入って、初頭の初めのゴミ袋の置き去り事件についてはですね、また別の機会にお尋ねしたいというふうに思います。

次にですね167ページの浄水場ポンプ場のことについてお尋ねいたします。浄水施設の管理運営費の縮減の目玉として本市が打ち出したのが民間委託。3ヵ年一括民間委託ということでした。まあ今年が3年目ということで、実績についてですね、どのように受け止めてあるかお尋ねをします。

○ 上水道課長

毎月、上水係の職員と管理責任者との間で定例会を開いて、施設の状況や来月の作業内容をお互いに確認しております。また、大雨、台風、落雷等による停電、その処理、また機械器具等の故障についても迅速に対応していただいておりますので、今のところ事故もなく、運転管理業務は遂行されております。そういうことを総合的に判断しますとよい状態で評価いたしております。

○ 川上委員

市の従来どおり、市の直営でやっていた時期と比べてどの点が優れていますか。

○ 上下水道局上水道課長

仮に故障した場合に、迅速に発見し迅速に対応している部分を評価いたしております。

○ 川上委員

何回ぐらい故障しましたか。

○ 上水道課長

故障の回数については把握しておりませんが、ときどき颯田の方で落雷等の事故が発生いたしておりますので、まあそういう場合でも迅速に対応してもらっている状況です。

○ 川上委員

市の直営だと迅速に対応できないですか。

○ 上水道課長

原因追求までが時間がかかっておりまして、常に浄水場に管理業者が入っておりますので、点検自体が時間が短縮されているような状況です。

○ 川上委員

私は市直営より優れている点はお聞きしたんですね、今のお話だと特に優れている点はないというふうに言って差し支えないと思うんですが、どうですか。

○ 上下水道部次長

これにつきましては、直接業者が入っております。修繕関係につきましても直接その業者が、直接対応できるということで、今上水道課長も言いましたように、その辺については良かったかと思っております。それと、浄水場、コスト削減という点で十分に効果が出ていると考えております。

○ 川上委員

この民間委託によって人員は何人削減していますか。

○ 上下水道部次長

2名削減されております。

○ 川上委員

2名削減と。その分だけは浮いたということでしょうか。退職されているわけではないから浮きませんね。それで、あなた方が3年間75箇所一括委託して約5億8000万円の契約料ということで良かったと言われているんだけど、その会社は水道機構なんですね。水道機構という会社はどのような会社かという、岩崎浄水場事件で談合に加担した会社ですね。あなた方はそれが捜査、あるいは裁判の過程で指摘されているのを承知の上で、業者選考で指名したんですね。どういう感想を持っていますか今。

○ 上下水道部次長

今回の裁判の中で、業者間の談合というのは認定されましたので、今回指名停止をさせていただいたと思いますが、この裁判を教訓にいたしまして今後市民に疑念を持たれないように、また事業の公共性を考えまして公共公正な業務を遂行せねばならないと感じております。

○ 川上委員

それ意味が分からないでしょ。6,800万円からの損害を市に与えたといって訴えられているんですよ。その数字については、あなた方も業者選考の段階で考えろうと思えば考えることができた数字です。だから、みなさんが命の水、住民福祉にとって決定的に重要なものの一つですよ。この水。それを管理運営費を縮減したいと、それは分かります。しかし、それを民間委託をする、その相手は今言ったような状態の大企業と。本当にこれは行財政改革と言えるのか、でまた本当にトータルでみた場合、管理運営費、全体としてね縮減になったのか。ここのところに思いをいたして、いかないと今みたいに指名停止しましたと、いうだけではなんのこともないでしょ。だから今ですね、民間委託ではないけれども、まあ民間の委託もですが行財政改革の名のもとに712施設のうち、100いくつまで当面、指定管理者制度を導入しようとしているわけですよ。で何十億円というお金が動くかもしれないですね。こうときに、こうゆう事態を引き起こした上下水道局が真剣な総括をして、内外に態度表明しなければ同じ道を

ずっと歩いていってしまうかもしれないでしょ。間違っ。だから、そこまで遡って水道局は、声明か何か見解か何か出すべきだと私は思うんですよ。処分しましたと、指名停止かけましたというだけでは済まない。水道機構が問われているわけではなくて、上下水道局が問われているんです。そう思いませんか。事業管理者どうでしょう。

○ 上下水道局事業管理者

私ということでございますので、確かに旧庄内町の岩崎浄水場の事件は現実な、今次長が答弁しましたとおりの結果でございました。しかし、ここあたりと合併後の浄水場の施設全体の委託事業というのは、今議員言われましたように一部は併合したところあるだろうと思えますけども、その当時を振り返ってみますと、もう3年経過しましたけれども、そこまで癒着した事業があったかどうかというのは、その当時は把握ができなかったというのが現実でございます。ですから、ただあの、今朝からもずっとこの検討委員会あったような委託の問題については、色々効果的なものも論議されておりますけれども、私は今議員言われましたように、効果がなかったんじゃないかと、私は逆に効果があったと理解しております。私は職員にもいつも言っているんですが、やはり色々水道料金を上げない住民に迷惑をかけないというのは一つはながあるのかというのは、我々業務をしている職員が色々と考えていかなければならない。そうした形の中で、こうゆうような民間委託というものの、ひとつの方法を施策を取り入れたような問題でございます。ですから、明日に監査報告がございすけども、平成20年度、だいたい2億円ぐらいの赤字が出るような状態でございますけども、平成20年度の決算では水道事業については約1,000万円ですけども黒字の事業になったと。というような結果がでています。これはやはり、色々な問題もありますけども一つにはこうゆうような、民間委託したなかでの効果があったんじゃないかというような気はしております。ただ、今言われましたような業者、疑惑を持った業者を今後どう扱うかというのは、今次長が答弁しましたように指名停止をするような処分をしておりますし、今後はこうしたような業者の扱いについては十分に慎重に取り扱っていきたくてこのように感じております。

○ 川上委員

今事業管理者はそこまで癒着しているとは把握できなかったと言われたんですが、実は把握できていたんです。どうしてそういうことを言うのかと。リコールによって議会が解散し、出直し選挙がありましたでしょ、その翌月、ですから一昨年4月の総務委員会で庄内でその当時の事件に関与した課長を処分したという報告がありました。当時、人事課長からあったんですよ。そのとき、町長の指示やキョウギではありますという、ことがきちんと言われているわけです。これは官製談合だということを示唆しているわけですよ人事課が。そういう状況が分かっておって、やっぱり指名かけていくという。ここを一番反省しなければならないと思います。でないと、今執行部が一番気をつけなければいけないことは、官製談合についてね厳しく市民から問われていると、全国的に。ここを踏まえないといかないと思うんですよ。だから今後さまざまな入札もあれば委託もあるでしょうけど、この官製談合の汚名をね、絶対に浴びない。そういう覚悟がなければ、行財政改革だとか管理費の縮減だとかいうのはね、ふっとなでしまいますね、別の意味合いで。どんだけお金が浮きましたといってもね、浮いたお金どこにいったんですかということになるでしょ。市民の目からすればね。鯉田工業団地にいくっただけではないでしょ、そうなってくると、だから清潔透明というのはね、絶対譲れないんですよ。だからこれは発注責任者のところからきちんと踏まえておかないといけないと私は思います。

それから221ページの納骨堂です。太郎丸2区の納骨堂についてです。この間ですね、納骨堂については、執行部からは色々答弁がありました。それで特に、太郎丸2区というのはですね、後で言う事情があるからです。執行部からはですね、位牌壇の改修等も途中になって、まだ終わっていないと、雨漏り等もあるということでしたので、担当課と一緒にですね、納骨

堂を見てまいりました。雨漏りはしておりませんでした。雨が降りこんでいたんですね、雨漏りではなくて。だから、そこはビニールか何かすればね、太郎丸2区の納骨堂については、雨は防げると。それから、位牌壇の改修というのは、よく聞いてみると、上から一つずつ入れていく方式、あれを観音開きにして、取り出せるようにしたいというのがね、位牌壇の改修のことだと分かりました。それで、飯塚市同和対策施設条例がありますね。この中で、納骨堂は規定されているんだと思うんですが、そのとおりですか。

○ 人権同和推進課長

今、委員が申されました、飯塚市同和対策施設条例の中に、納骨堂も含まれております。以上です。

○ 川上委員

これは、上位法が既になくなっていくのに、この条例が効力を持っているのは、何故ですか。

○ 人権同和推進課長

現在、納骨堂につきましては、飯塚市内に30箇所あるわけですが、全て行政の財産として維持管理いたしております。通常の管理につきましては、地元でお願いしておりますが、基本的財産は、飯塚市が保有しておるという状況で、この条例を残しております。

○ 川上委員

同和対策特別事業は、基本的に終結しておるわけですから、私は、この条例があること自身がね、検討されなければならないと思うんですが、それで、納骨堂に市が税金を投入するのは、どういった場合に税金を投入しますか。

○ 人権同和推進課長

現在のところ、新たな納骨堂を設置する予定は全くありませんが、既存の納骨堂につきまして、管理上軽微な補修等につきましては、地元利用者組合の方でしていただいておりますが、大規模の改修等につきましては、市の方で負担するようになっております。

○ 川上委員

大規模な改修は、市が負担すると何に書いてあるんですか。

○ 人権同和推進課長

条例上はですね、その建物の維持管理の部分の詳細な部分は挙げておりませんが、これまでの地元との協議の中で、大規模の改修につきましては、財産を保有している市の方で行うというふうになっておりまして、それに基づいて補修を行っております。

○ 川上委員

それは、協定書があるんですね。お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

今のところ、そういう協定書というものは、私は把握しておりません。

○ 川上委員

あなたは、何に基づいて答弁しているんですか。

○ 企画調整部長

市内の納骨堂につきましては、先ほど課長が申しあげましたように、条例の中で規定しまして、これは公共施設というような位置付けでございます。したがって、公共施設の大規模改修につきましては、市が当然に責任を持って改修していくというような形を取っております。

○ 川上委員

条例上そういうことは、書いてないんですよ。5条の2 どうなっていますか。

○ 人権同和推進課長

5条については、特別な施設という目的の条文でございますが、5条の2につきましては、市長は管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において特別の設備をさせることができるというふうに5条の2はなっております。

○ 川上委員

位牌壇の改修というのは、これまでのあなた方の答弁では、一基あたり15、6万円はかかりますと、100を超える形になると、1千万を超えるような多額な費用と言われました。計算間違いですね。1千万を超えるけど、1千5、6百万円かかるんです。太郎丸2区の納骨堂の位牌壇の基数は、私は数えませんでしたけども、あなた方が100を超えるかたちというから間違いないんでしょう。そうするとね、1千5、6百万円をあなた方は税金入れようとしているわけです。ところが、条例にはね、今言ったようになっているわけです。管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において特別の設備をさせることができると。条例違反じゃないですか。おまけに、大規模ななんとかというのはですね、何をもって言っているのか分からないけど、文書がない。縄田部長が、引き取って答弁されたけど、条例に基づいて答弁されましたね。条例の中にそういうのがないわけです。むしろ、市長ここは大事なところですよ。市長は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において特別の設備をさせることができると書いているんです。だから、位牌壇ね、今使える位牌壇ですよ。これを、一度上から入れると出しにくいので、観音開きにしたいと、15、6万一基にかかると、これは、特別な設備じゃないですか。だから、これをするのであればね、利用者が負担しなければならんというのが、飯塚市の定めだと思うんですよ。そう思いませんか。

○ 人権同和推進課長

納骨堂というものは、ご存知のように遺骨を納める施設でございまして、当然施設の箱物だけというわけにはまいりません。当然、それぞれの個別の家の遺骨に対して、それぞれの入れ物というかたちです。位牌壇というものが当然納骨堂の中にはですね、あつてしかるべきものだろうと、私は考えております。特別な施設、設備という形の該当とは、ちょっと違ふと私は考えております。

○ 川上委員

あなたには、条例の解釈権があるんですね。位牌は今あるんですよ。それをね、特別な設備に換えようとしているのが、あなた方の発想じゃないですか。どうしてもね、この条例にもかかわらず、あなたが税金使いたいと、1千5、6百万円も使いたいというんだつたらね、まず条例を変えるべきじゃないですか。解放同盟の要求があったときは、この条例にもかかわらず、税金を投入することができる、そう書くべきじゃないんですか、どうですか。

○ 人権同和推進課長

これまでも、旧飯塚市におきましては、位牌壇と、今委員が言われましたように、大変利用に不便をきたしておるといふかたちの部分でございまして、改修を重ねております。同じようにですね、そういう上から落とし込みのような位牌壇につきましてはですね、今後、随時改修に向けて検討してまいりたいというふうで考えております。

○ 川上委員

差額シール、そこまでやってね、飯塚市はお金集めているんですよ。なんで、あなたのところだけね、解放同盟を特別扱いして、条例にも違反してね、1千5、6百万円も税金を投入することができるんですか。こんな特別扱いをあなたがどうしてできるわけ。解放同盟が、地元で要求していることがあるでしょ。太郎丸2区納骨堂そのものをね、移転建て替えしてくれと言っているんですよ。どうしてそんなこと言っているんですか。

○ 人権同和推進課長

太郎丸の納骨堂につきましては、私が昨年4月に着任いたす前から移転建て替え、新設移転をですね、要望が地元から出されております。私の知る範囲はそこまででございます。以上でございます。

○ 川上委員

人権同和推進課長がそういう答弁で済ませるわけはいかないでしょ。解放同盟が基本的な建

て替えを要求しているのは事実でしょ。どうですか。

○ 企画調整部長

太郎丸2区の納骨堂につきましては、今回の県道の新設工事とは直接的な関係はございません。したがって、太郎丸の納骨堂の改修につきましては、所謂経過年数、それから施設の状況等々を踏まえまして、計画的に改修すべきものは改修すべきと、というような立場の中で、協議、内部協議、更には地元の協議を進めているところでございます。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 17:16

再 開 17:17

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

県との約束があるのか、ないのか、市には関わりがないことですよ。だから、市が移転新築するのを拒否するのは当たり前だと思うんですよ。断固として拒否しないといけないと思います。しかし、それよりはお金が安いかもしれないということで、条例にも反してね、1千4、5百万円もするような税金投入するのはね、許されない。担当課長は、どうしてもやりたいということと言われるんだけど、部長もそのようにと言われるんだけど、これは事実上のね、補助金ですよ、補助金じゃない、事実上の個人寄附なんです。もう個人寄附をやるような時代じゃないんですよ。逆効果なんです。だから、市長ね、よく検討してですね、条例にも反する、理屈も通らないような税金の使い方やめてもらいたいと思います。これは、強く要求しておきます。質問を終わります。

○ 委員長

ご協力ありがとうございます。次に、通告外の質疑を許します。質疑はありますか。

○ 瀬戸委員

1点だけ資料要求をさせていただきます。小学校・中学校のところですね、今現在のこの計画では、小学校22校を13校から15校への再編をすると、中学校12校を9校から10校への再編をすることになっておりますが、現在ですね、この今、全体の小学校・中学校で地域コミュニティの場になっている小学校・中学校が分かれば、資料として提出していただきたいと思います。委員長、お取り計らいをよろしくお願いします。

○ 委員長

執行部にお尋ねいたします。ただ今、瀬戸委員から要求がっております資料は提出できますか。

休 憩 17:21

再 開 17:24

○ 委員長

ただ今、瀬戸委員から要求がおります資料については、提出できますか。

○ 学校施設等再編整備対策室主幹

当対策室だけでは、正確な資料が提出出来ないかも知れませんので、次回に関係各課と協議して提出させていただきたいと思っています。

○ 委員長

おはかりいたします。ただ今、瀬戸委員から要求がありました資料につきましては、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 委員長

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。他に、質疑はありません

か。

(質疑なし)

お謀りいたします。公共施設等のあり方については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、公共施設等のあり方については、継続審査とすることに決定いたしました。これをもちまして、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。